

令和4年五條市議会第1回3月定例会（第2号）

日 時 令和4年3月8日（火） 午前 10 時 開議

議事日程

第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	平 岡 清 司	1 スクールバスの運行について (1) 補助金の概要について (2) 今後の弾力的な運用について 2 農産物の支援について (1) 現在の取組について (2) 出荷に至らなかった農産物について 3 エコ・リレーセンターごじょうについて (1) 場内の案内について (2) 分かりやすい表示について	教育長・部長 市長・部長 市長・部長
2	窪 佳 秀	1 防災対策について (1) 新型コロナウイルス感染者（自宅療養者）・濃厚接触者の避難先について ア 新型コロナウイルス感染者（自宅療養者）の避難先について イ 濃厚接触者の避難先について ウ 関係部署との情報共有について エ 備蓄物品の確認について オ 啓蒙啓発について 2 新型コロナウイルス感染症対策について (1) 新型コロナウイルス臨時PCR検査センターについて ア PCR検査数について イ 事前予約について ウ 事前予約の今後の取組について	市長・部長 市長・部長
3	吉 田 雅 範	1 大塔町宇井の今後について (1) 避難所について 2 西吉野町のきすみ館について (1) 今後の予定について 3 旧庁舎の跡地について (1) 今後の予定について	部長 部長 部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	吉 田 雅 範	<p>4 マイナンバーカードの利用について (1) マイナンバーカードの保険証の病院拡充について</p> <p>5 森林環境譲与税の使途について (1) 使途について</p> <p>6 市道に係る通学路について (1) 危険な立木の伐採について (2) 私有地の補助制度の整備について</p> <p>7 五條市立西吉野農業高等学校について (1) 令和4年度の定員と入学生について (2) 卒業生の今後について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p>
4	大 谷 龍 雄	<p>1 新型コロナウイルス感染阻止と支援について (1) 無料PCR検査の丁寧な市民への広報について (2) 新型コロナウイルス・オミクロン株の感染力、伝播性の強さの啓発の拡充について (3) 県との情報の共有について</p> <p>2 高齢者の外出支援としての公共交通の拡充について (1) タクシーの利用に対する支援について</p> <p>3 吉野川の増水による水害防止対策について (1) 吉野川の堤防の早期実現と効率的な樋門及び揚水ポンプの設置について (2) 上流ダム of 緊急放流をなくすための、台風・豪雨前の事前放流の実施要請について</p> <p>4 奈良県域水道一体化計画の問題と対策について (1) 多くの浄水場の削減は、事故や災害時において広範囲に影響が及ぶことについて (2) 費用計算に関する不十分さについて (3) 水道業者との契約について (4) 市民の相談窓口について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 発議第一号 ロシア連邦によるウクライナ軍事侵攻に断固抗議する決議について
- 第三 報第一号 専決処分への報告、承認を求めることについて（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
- 第四 報第二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（和解）
- 第五 議第二号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第六 議第三号 五條市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第七 議第四号 五條市個人情報保護条例の一部改正について
- 第八 議第五号 五條市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
- 第九 議第六号 五條市職員定数条例の一部改正について
- 第十 議第七号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 第十一 議第八号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第十二 議第十号 五條市立中央公民館条例等の一部改正について
- 第十三 議第十一号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十四 議第十二号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第十五 議第十三号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第十六 議第十四号 五條市空家等対策協議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正について
- 第十七 議第十五号 五條市印鑑条例の一部改正について
- 第十八 議第十六号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第十九 議第十七号 五條市保育の実施に関する条例の廃止について
- 第二十 議第十八号 五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の廃止について
- 第二十一 議第十九号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 第二十二 議第二十号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第十二号）議定について
- 第二十三 議第二十一号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について

- 第二十四 議第二十二号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
- 第二十五 議第二十三号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第二十六 議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十五号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 令和四年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 令和四年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第三十二号 令和四年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第二十七 議第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した事件

議第八号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまで

出席議員(十二名)

一 番	二 番	三 番	四 番	五 番
齋	谷	養	平	吉
藤		田	岡	田
有	勝	全	清	
紀	啓	康	司	正

欠席議員（なし）

市長	太田	六番	窪
副市長	人見	七番	岩本
教育長	堀内	八番	福塚
理事・総務部長（財政事務担当）事務取扱	南	九番	山口
技監	冠	十番	吉田
市長公室長	井上	十一番	藤
総務部長	松本	十二番	大谷
危機管理監	石田		
すこやか市民部長	田中		
あんしん福祉部長	名		
産業環境部長（兼務）都市整備部長	迫		
	雅久		
	浩美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		
	之		
	行		
	則		
	雅		
	成		
	茂		
	久		
	雅		
	伸		
	起		
	内		
	堀		
	南		
	冠		
	井		
	上		
	松		
	本		
	石		
	田		
	中		
	名		
	迫		
	雅		
	久		
	浩		
	美		
	人		
	昭		

事務局職員出席者

教育部長
西吉野支所長
大塔支所長
水道局長
会計管理者
財政課長

平 己 富 長
中 本 賢 二
大 垣 悟
吉 川 佳 秀
東 純 司
小 森 比 登 美
戸 野 哲

午前十時零分再開

○議長（山口耕司）おはようございます。

ただいまから去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

会議に入ります前に、今回のロシア軍のウクライナ軍事侵略により、犠牲となられた方々に黙祷をささげたいと思います。

議場内の皆様、御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（山口耕司）黙祷を終わります。

事務局長
事務局次長
事務局次長補佐
事務局係長
速記者

平 田 耕 一
馬 場 雅 樹
辰 巳 大 輔
打 集 和 美
柳 ケ 瀬 五 美

御着席ください。

御協力ありがとうございました。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

今定例会において、一般質問は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会派代表の質問とすることを議会運営委員会で申し合わせしております。

また、議員各位には申し合わせのとおり一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（山口耕司）初めに、四番平岡清司議員の質問を許します。四番平岡清司議員。

〔四番 平岡清司質問席へ〕

○四番（平岡清司）おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきました。先ほど冒頭に議長から説明もございましたが、今回の一般質問は新型コロナウイルス感染

拡大防止のために会派代表制となっております。私ども市民の声からは藤富議員、養田議員を代表いたしまして、四番平岡清司が質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

一番目の一般質問ですけれども、スクールバスの運行についてであります。

この質問にしましては、私は選挙以前から、そして二名の会派の議員さんたちは多分昨年十一月頃、選挙のときに市民の方から要望を受けて、私ども市民の声は、スクールバスの運行について、市民の要望を受けて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、始めさせていただきます。

令和二年第一回三月議会、ちょうど二年前の三月定例会の一般質問で、五條中学校へ通うスクールバスについて質問をさせていただきました。

そして前回の定例会、令和三年第四回十二月定例会でスクールバスの運行についてということで、再度質問をさせていただきました。

最初は、スクールバスを利用できる条件として、六キロメートルということが歴然とあつて、誰でも彼でも利用できるものではないという答弁でしたが、前回の十二月定例会では「距離基準はあるが、今後検討していく。」と、前向きに非常にうれしいような答弁をいただきました。

今回、またその続きというか、関連した一般質問ですが、一度立ち返って基本的なことを教えていただきたいと思えます。

まず、一つ目の質問ですが、補助制度の概要について質問をさせていただきます。スクールバスを運行する際に、いわゆる補助金というものがあると思うのですが、そのことについてです。

その補助金は何に対する補助金なのか。また、バス運行に必要な経費、例えば運行してもらおう委託料のような経費に対してなのか。それともスクールバスを利用する生徒さんの数に応じて補助されるものなのか、その辺について答弁を願います。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） おはようございます。

四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

学校統合に伴うスクールバスの運行業務に係る補助金としまして、文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金を活用しております。

本市が運行委託を行っているスクールバスは十三台ございますが、このうち受託者が所有する車両で運行している四台分の委託料が補助対象となっております。

補助率につきましては二分の一で、補助対象期間は、学校統合の開始年度または翌年度から五年間となっております。

また、補助対象となるバスに乗車する児童生徒の通学基準についても距離による基準が定められており、基準に満たない児童生徒が乗車する場合は、その数を減じて補助対象経費が算定されることとなっております。

さらに、補助対象期間の五年間につきましては、学校統合開始当初に対象となった児童生徒数に基づいて補助対象経費の算定が行われることとなっております。二年目以降で入学した児童生徒は通学基準を満たしていても補助対象外となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 市のスクールバスというのは十三台走っていて、そのうち四台が委託されているということでしょうか。はい。

その対象となるのは、補助率というのが二分の一で、期間は五年ということでしょうか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） そのとおりでございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 最後のところが気になったんですけども、学校統合当初の生徒が対象で、その次に入学した人たちというのかな、学校統合が始まったときの生徒さんたちに対しては補助が出るけれども、その翌年に入学された方は補助の対象にならないという理解でよろしいですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） そのとおりでございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） そしたら、ちなみに今年度の補助金はどれぐらいの規模になると見込んでおられますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）令和三年度は補助対象経費としましては一千四十万三千三百五十九円に對しまして、補助金額が五百二十万一千円となっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）そうすると、例えば六キロに満たない生徒が乗車しても補助金が減つたりすることはないのでしょいか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）通学基準に満たない生徒が補助対象車両に乗車する場合、補助金額は少なくなります。

なお、通学基準に満たない生徒が市所有車両に乗車する場合は、同車両の運行委託料そのものが補助対象外となっているため補助金額への影響はございません。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）前回から質問させていただいている地域名で言いますと、丹原・御山地区というふうになるのですけれども、この地域を走っているスクールバスというのは市所有のバスなのか、補助対象になっている委託しているバスなのか、どちらになりますか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）阪合部方面の運行車両につきましては、三台走っているところがございます。そのうち二台が市所有車で、一台が受託業者車両になっております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）私が前回からも質問させていただいているのは中学生の通うバスというか、そういうことになるので、多分阪合部から来ているバスというのは小学生が乗っているバスではないのかなと思います。

それなら、例えば大塔地区から来ているバスというのは補助金がないバスというのかな、市が独自で所有しているバスになるのかなと思います。そういったことから、補助金対象にはなっていないスクールバスというふうな認識でいいのかなと思うのですけれども。

そしたら、先ほども説明いただいたのですけれども、学校統合にスクールバスの補助金が出るようになって、そして四台が事業者さんの所有するバスということになったのですけれども、ちなみにこの業者さんというのは、どこの業者さんになりますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 四台の業者車両でございますけれども、三台につきましては阿太方面ですね、五條東中学校、五條東小学校の方に運行しておるスクールバスでございますけれども、こちらの方につきましては五條二見交通株式会社でございます、三台とも。

あともう一台につきましては、先ほどお話をさせていただきました阪合部方面を走っておりますジャンボタクシー、十四人乗りですかね、のバスになっておりました、こちらの業者につきましては株式会社野原タクシーでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） この委託されているバスというのは、結局昨年統合してからになるのですからね。昨年の四月から走り出して、そこに補助金が出ておるといふようなことの認識でいいですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） そのとおりでございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） これは全然関係ないのですが、直近の入札というのはいつ頃やったのですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 令和三年度分の入札でございますけれども、夏、八月に行っております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 次に、スクールバスの運行といいますが、運用の方向性について聞いていきたいと思っております。

今後の弾力的な運用についてですけれども、前回の質問では西吉野地区から来るバスは七台、そしてバスに乗っている人数は、乗車できる人数の大体半分ぐらいかなというような答弁をいただいたと思うのです。そして、西吉野地区から、大塔地区も含みますけれども、七台のバ

スのうち丹原・御山方面というのかな、丹原というか、あそこのたなかさんがあるあの辺を通って来るバスというのは、結局何台あるのですかね。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 西吉野・大塔地区方面を通行しまして丹原町を通過するバスにつきましては、六台でございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） そしたら、丹原町・御山町でね、多分地域の方からも要望書というのは教育委員会に出ていると思うのですけれども、今そちらの生徒さんというか、乗車させてほしいという生徒さんは何人ぐらいおられますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 七名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今七人と聞かせてもらってね、前回の答弁ではバスの中が密になるというふうな答弁をいただいたと思うのです。そしたら今、六台来て七人ですやんか。ということは、生徒さんを分散させたら、全然密にならないとは言いませんけれども、なるべく密にならないようにできるのではないかなと思うのです。

それと、前回の答弁は非常におかしいのと違うのかなと、何か悪く言えば乗せられるのに乗せられないようなね、そういうふうに私は捉えるところがあるのですけれども……。

五條市が所有するバスなら補助金にも影響がないと思いますし、五條市の負担もない、そして密にも……、今の答弁でいくとそんなに密にもならないのではないかなと、何も五條市の中で変えてあげれば、この生徒さんたちは乗れるのではないかなと思うのですけれども。そういったことから、部長、どのように思われますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 西吉野・大塔地区方面を運行しているスクールバスにつきましては、児童生徒数の減少によりまして、議員おっしゃる

とおり空席が出ておる車両はございます。

議員お述べのように、丹原町や御山町、また生子町から通学されておる児童生徒の人数であれば各車両への分散乗車につきましては、数的に言えば可能ということになっております。ただし、前回も十二月議会でも申し上げましたように、ある一定の基準をもちまして運行しているというような状況でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 行政というのは私も議員にならせてもらって八年過ぎましたけれども、基準があつて、その何かしらの基準を基にいろんなことを決めていくというのは十分承知はしております。しかし、今の状況から言つて、これは国で決められた基準かなと思うのですけれども、市町村によつて様々な道路事情であつたり、生徒であつたり、そういうふうなところからやつぱり変えていかなければならないことは多々あるのではないのかなというふうに思います。そういうことがあつて、私自身もここで発言させていただいて、市民の皆さんの声を届けたいと思つているのですけれども、その中において、多分今後この地域の生徒の数といいますが、五條市においてもそうですけれども、生徒の数というのはだんだん減少して少なくなつてくると思つています。前回の質問のときにも言わせていただいたのですけれども、我々が子供の時は先輩とか後輩とかたくさんの方がおつて、みんなで登校したり、分団登校というのでもあつたのですけれども、今は生徒が減つてきて分団登校するというより、こんなん最後には一人か二人になつてくるのではないかと、先々は。だからちよつとでも早く、乗れるようにしていただいたからといって七人の方がみんな乗るとは限りませんが、市の方針としてそういうふうな方向性をつけていただくというのは非常に大切なことではないかなというふうに思います。

これから子供が減つてくると思うのですけれども、その辺の認識というか、教育委員会では捉えられているのかどうかも答弁いただけますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） ただいま議員から御質問いただきました部分についてと、あと御質問の内容、弾力的な運用でございますけれども、教育委員会としまして、適正な学校規模の条件としまして、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第四条第二項で、通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、また中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であることを定めておるとこ

ろでございます。

本市におきましては、学校適正化に当たりまして、従来の距離基準に加えまして、遠距離通学のデメリットを解消するために、五條市スクールバス運行管理規程を定めて適切な交通手段の確保として、スクールバスの運行を令和二年度から実施しているところでございます。

また、本市では傾斜地の多い地理的条件を踏まえまして、小学校四キロメートルのところを三キロメートルにした弾力的な運用を行っているところでございます。

原則としまして、今後も通学方法については、これらの基準を遵守しながら対応してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） これからいろいろと考えていってくれると思うのですけれども、四月から新年度始まりますよね、そしたらやっぱり私からすると新年度からやっていただきたいなというふうには思うのです。地域の方もそういうふうなことを大変望んでいるという話も聞きますし、前回、私、一般質問をしたその日の夕方もお電話をいただきました。ちょうどその日に教育委員会から回答をいただいたそうで、基準を守りながらやっていくというふうな回答だったというふうには認識をしています。

その中において、教育長、前回ね、市の方針として前向きに検討していくとふうな答弁をいただいたのですけれども、教育長の今の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（山口耕司） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、お話いただきましたように、このスクールバスの問題は昨年から提起をされまして、前回の十二月の議会でも出されておりました。私たちとしては、どうしていくのかということについて教育委員会内で論議をしているわけでありまして、先ほど部長からも答弁がありましたように、原則といたしましては、今後も通学方法については国が定める基準というものは無視できない、遵守していかなくてはならないというように考えているところであります。

通学方法ですけれども、この際ちょっとお話をしておきたいのですが、小学校の場合、学校が定めた通学ルートを集団で登校することを基

本としています。だから学校が定めます。中学校の場合は通学手段に係る基準については、基本は徒歩通学ですが、二キロ以上であれば保護者からの自転車通学の許可申請に基づき、学校が危険な場所がないか判断をして許可をしております、現在自転車通学をしている状況にあります。また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、学校における通学に関して子供の発達段階、通学の安全確保、交通手段等を総合的に勘案して各地域の事情を踏まえて適切な在り方を検討すべきであるというように述べられています。

そういった意味では、今提案いただいておりますものは、子供の安全上という点ではきっちり押さえなければならぬものだと思います。うように受け止めているところで。

通学路につきましては、学校から報告のあった危険箇所を現在は警察署、道路管理者、市、学校、教育委員会より組織している五條市通学路安全推進連絡協議会により合同点検を実施し、意見集約をしながら通学路の危険箇所の対策に努めているところです。まずはスクールバスの云々の前に、距離的な基準を満たしていくという点を踏まえ、まずは危険であるという場所をしっかりとつかみながら、それに対して児童生徒の通学に関する安全確保を図っていくのが一番最初ということ、今はその状況から進めているところです。

こうした結果を踏まえて、児童生徒の安全な登下校を第一に考えながら、もう一歩進んだ見解というのですか、方向というのを探ってみたい、こういうように考えているところです。

また、学校の適正な通学条件としましては、従来からの距離基準とともに一時間以内となっている通学基準を目安として進めているところです。このあたりで次どういような方向にもっていくか、まずは安全の確保という点で危険箇所をなくしながらやっていくというのが第一にあります。問題点を整理しながら次の方向を考えてまいりたいという段階であるということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）今教育長の方から安全確保という言葉をいただいたのですけれども、この間から私あそここの通学路を車で走ってきました。そうすると、山海里さんのところから橋があって、歩道はあるんですけども、ちょうど県民グラウンド前からちよつとの区間ですけれども、歩道がないんですね。それと、歩道はありますけれども、自転車通学するのに普通に走っていけるのかというと、歩道の切れ目があったり結構危ないのではないのかなというふうに思いました。そして、早朝であれば、ちょうど通学時間になると思うのですけれども、大型ダン

プカーなどの車両がかなり通ります。あその道、非常にあの区間だけは狭い、危険だなというふうに感じるところがあります。それと、夕方、多分部長ならあの辺を通って帰られますが、結構渋滞しているのですね、あの辺は。そやから、自転車で通るというのも非常に危ないのではないのかなというふうに、それも感じました。

安全面を考える、そういったことは大切やと思うのですけれども、今質問させていただいていることは結局そのバスに基準は当然あるのですけれども、その中で子供の安全性と言えば、簡単に解決できるのではないのかなと思うのですよ。道路を整備するとか、例えばそこに、そんなことはないと思いますけれども、ガードマンを設置するとかね。そんなことをしなくても、ただバスに乗せてあげれば、それで問題が解決して、父兄の方々が安心して出せるという形になるのではないのかな、と言って皆さんが乗るとも限りませんが、やはり市としてそういう方向性というのは必要ではないのかなというふうに思います。

そして、先ほど部長の答弁にあった傾斜面のところやったら、距離数を変えたわけですやんか。それは基準があってもそこを市が判断して変えることができるわけですやん。今地域の方の要望があって、市の負担も何も変わらない、そういった中でコロナの密もそんなに変わらなというふうに思うのですけれども、それを考えていくと、私はだめというのはちよっとおかしいのではないかなというぐらいに、今思っています。前向きな答弁はいただいておりますのですけれども、そういうふうなことを踏まえて、教育長、もう一回答弁もらえませんか。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）改めて答弁をさせていただきます。

今お話がありましたように、これまでスクールバスの乗車に関わりまして、要望等をいただいているのは事実であります。そんな中で、どのように検討していくのかということ、まず一番最初に、五條中学校の統合のときに統合協議会というのがございました。その統合協議会のいわゆる通学部会の中で、この基準の中どのようにしていくのかということ、一つ意見が出てまいりました。それは、自転車の通学をその中に入れていくという中で、現在のような形で進んできたところ、しかし、おっしゃるように、あの場所は道路が狭い部分であるということ、これについてどうするかということ、まずありましたのは、一番最初に推奨すべき通学路みたいな形で出てまいりましたのは、そこを迂回して、靈安寺町のほうに上った、そのところを通過して野原のほうに出て自転車の通学路としていくんだというような案を出され、それぞれ判断をいただいて今現在に至っているのが現状であります。

この場所は……、いわゆる丹原町や御山町だけにとどまらずに、距離だけでいきますとほかのところにもそういう場所が実はございます。

この辺との関わりも見ながら検討していかねばならないというのが、正直今の時点の部分であります。

それからもう一つは、先ほどありましたスクールバス導入の基準につきましては、基準は弾力化することも可能だろうというように思っておりますけれども、まだ結論まで至っていないのが状況です。安全確保するために即できるとすれば迂回をしていくとか、そして例えば今の場所のところに先ほどお話されましたようにガードマンを置くとかの手立てをすればかというのとは当面やれる中身ではないのか、今後の方向を見ながら検討していきたいというのが今の教育委員会としての考え方だというように御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 私も今、丹原・御山地区のことを言っていますけれども、これは当然ながら五條市全体の話であって、例えばここを乗車するようになる、ほかからも、いやうちもうちもなるかもわかりません。やっぱりそこはある程度の基準を設けていただいて、進んでもらうというのが大切かなと、ほかの地域の方々の意見もよく聞いていただきたいなというふうに思います。今の地域で言いますと、私はできるなら新年度からやっていたきたいなというふうに思いますし、それが可能であろうというふうにも思います。

そして今回、施政方針の中で、市長は欠席で副市長が代読していただいたのですけれども、五條市ビジョンの第一条に「子どもを育てたいまちをつくる」というのがあります。第二條には「安心して定住できるまちをつくる」というのが、施政方針で出ておりました。やはりこういったことから五條市は今どこに重きを置いているのかな、住みやすいまちをつくって子供を大切に育てていくことを重きに置いておるのではないのかなというふうに私は思っております。それは何かというと、やっぱり子供というのは宝ですやんか、そこをしっかりと考えていただきたいということ、人口が減少していく中で、例えば子供が一人になった、そしてもう自分とこの子供だけになったらここで住むのを変えようかなと思うかもわからないし、そういう五條市にいたくないと思われる方も出てくるかもしれません。そういったことを踏まえて、本当にいろんな角度から精査していただきたいなというふうに思います。

通告にはないのですけれども、もし市長、良ければ、最後ちよつと答弁いただけたらありがたいですけれども。

○議長（山口耕司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 平岡議員の質問にお答え申し上げます。これは基本原則なお話をしていきたいと思います。

まず部長から、また教育長からする説明がありました。これは基本原則なお話をしていきたいと思います。議会から言えば柔軟な対応をして

ほしいということで、簡単なことでバスに乗せたらいいのだと、まあまあそういう解釈の仕方、これはもう私からすれば日本は法治国家である、一つの法律で定めてやっている、五條市であれば条例という、また規則という、そういう観点からそれを遵守するのは当然のことであるかなど。ただ、柔軟な対応というのは、どこまでが柔軟な対応かということは大変微妙なところでもあるかなと思いますけれども、ただ法律、条例を守るといえるのは当然のことだと私は思っています。ただ、それによって安心安全を妨げるような状況であればそれは改良すべくどのようなしたらいいのかということとは当然やっていかなくてはならない。逆に言えば、私が議員の立場なら当然平岡議員と同じようなことを多分言っているだろうなと思いつながら私も聞いていたのですけれども、ただ、今理事者側になりますと、一部のことでだけではなく全体の今の通学、全体の組織の中でどのようにしていくのか、一部分だけを変える、一部分を改良することによってほかのバランスが全部崩れてくるというようなことは当然あるのかなというふうに思います。それはもう教育委員会としては基本原則を遵守するというのは当然であろうかな。ただ、柔軟な対応というのは、当然障害者の方とかまたけがをしたという方においてはそれなりの対応をすべきだなというふうに思いますので、ぜひともそこからは今後、先ほど施政方針、初日、私は休ませていただきましたけれども、いろんな安心安全なまちづくり、子供が定住できるような、住んで良かったなと思えるようなまちづくりをすべく、私たちもこれから取り組んでいく中においての子供というのは今平岡議員が言ったように命、大切な宝であるということは、当然私たちも承知した上で今後そういうことを肝に銘じて進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）市長、今言われたように法律を守る、条例を守るということは私たち議員にとっても理事者にとっても同じかなというふうに思います。そのことも、当然私も理解をしております。しかし、やっぱりこれは子供の命、大切な命を守ると言ったらいいのかな、そういうことから地域の方々の要望がございまして、五條市のこれから見据えてぜひともいろんな協議は大切だと思えますし、あるのかなと思います。そういった中で、今後ぜひとも乗車できるように、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次に、農産物の支援について質問をさせていただきます。

私たちの五條市は、西吉野地域を中心に広大な柿の果樹園が広がり、全国有数の柿の産地として有名なことは今さら私が申し上げるところ

でもないです。

新聞報道によると、昨年は六月末にシーズンのトップをきって「ハウス柿」が出荷され始めました。

お隣の下市町も一部含まれるらしいのですが、合わせて約十三ヘクタール栽培され、全国のハウス柿の何と八割というものすごい高い割合を占めると紹介されていました。

また昨年十一月に、これまで九回目となる首相官邸表敬訪問が行われ、このように市長を先頭に活発にPRを行っていただき、五條市の柿の魅力は全国に発信され続けています。

ハウス柿に続き、九月ごろからは露地栽培の「刀根早生柿」や「平核無柿」、十一月からは「富有柿」のシーズンと移り変わっていきます。昨シーズンの柿の収穫は、全体として数字は今年の四月以降にならないとはつきりしたものは出ないようですが、病気のようなものが出て出荷できなかった農家もあったと聞いています。農家さんが一生懸命世話をしても、やはり自然相手という面があるのですか、大変なことだということも伺いました。

日照りが続いて極端に雨が少なかったり、逆に雨が続いて日当たり時間が不足したり、収穫直前に台風の被害に遭うなど、天気予報が気になって農家さんの気持ちが悪くるときは少ないのではないのでしょうか。

何も柿に限ったことではありません。野菜農家もたくさんあります。丹精込めて育てて、無事に出荷につながればそれは素晴らしいことです。天候や害虫・病気などの問題で出荷できないということもあるように聞いています。

天候や害虫・病気などの問題で出荷することができなかった農産物は生産者が田んぼや畑に処分しているのが現状だと思います。少量であれば自分のところで処分できますが、大量になるとなかなかそういったこともできないというのがあると思います。

そこで、現在の取組についてお伺いをいたします。五條市の柿の例年の生産状況や令和三年度の柿の生育状況及び収穫量についてお伺いをいたします。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）四番平岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市における柿の生産量は毎年二万二千トン前後を推移しております。市町村別で言いますと、日本一となっております。

本年度につきましては、炭疽病あるいは軟化現象の影響でございます。出荷ができない柿が例年より多かったと聞き及んでおります。し

かしながら、市内二か所の選果場への問い合わせから約一万五千トンの出荷があったと聞き及んでおります。それから農家への聞き取り等を合わせると、例年並みの生産量になるのではないかとというふうに推測しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） そしたら例年と同じぐらいの生産量になるということですか。はい。

中山間地域等直接支払制度などの農業関連の支援は複数あると思うのですが、どういったものがあるのか答弁願います。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 本市の農業については後継者不足や担い手不足が大きな課題となっております。また、市内の大部分が中山間地域、すなわち条件不利地であることからこれを踏まえた支援策を展開しているところでございます。

具体的には、後継者不足や担い手不足対策として自営就農を開始する方に対しての経済的支援のほか、経営規模の拡大を目的とした農業用設備の導入や新規作物の導入による経営の多角化などに対する支援等を実施しています。

また、条件不利地での農地の維持管理や農業生産活動の継続を目的に、中山間地域等直接支払制度などを活用した支援等を行っています。さらに、令和四年度からは本市で定住し新規に農業を開始する方を応援するため、教育委員会が行う予定の西吉野農業高校卒業生に対する支援と合わせて、雇用により就農をする方に対し農業に必要な資格や物品の取得に要する費用の一部を支援することとしています。そのため予算については、今議会に上程させていただいた令和四年度一般会計予算案に計上しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今、答弁の中に経営規模拡大で支援をするというようなところがあつたのですけれども、これの内容でどういったことをやるのか教えてください。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） お答え申し上げます。

経営規模拡大の支援といたしましては、担い手向けに強い農業・担い手づくり総合支援交付金というものがございます。この事業には通常

分、それから先進的農業経営確立支援タイプがございまして、補助率はともに融資残の三分の一となっております。

限度額につきましては、通常分では三百万円、それから先進的農業経営確立支援タイプが一千万円となっております。

支援の対象設備ですけれども、規模拡大に必要な設備といたしまして例えばトラクターであったり、スピードスプレイヤー、それから肥料撒き機、モア、冷蔵庫、ハウスなどの設備でございます。

それから、先進的農業確立支援タイプっていうのは、広域展開する農業法人等が対象になるというような事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） その中で、西吉野農業高校の今回の予算に出てくるものの、この間も説明を受けたのですけれども、これの財源というのは補助金があつてやるのか、それは何でやるのですかね。

○議長（山口耕司） 南理事。

○理事（南 則行） 平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

西吉野農業高校の卒業生に対する支援という理解でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

そちらにつきましては、現在一般財源での支援というふうに考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 五條市自身のお金でやると。補助金はないということではよろしいですか。はい、わかりました。

次に、出荷に至らなかった農産物についてをお伺いいたします。

令和三年度については炭疽病などにより出荷できなかった柿が多かったと聞いていますが、そのような柿の破棄された量についてお聞かせください。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） お答え申し上げます。

本年度に破棄された柿の量につきましては、農業者等への聞き取りによりますと、収穫量の平均二割程度ということをお聞きしております。し

たがいまして、令和二年度の収穫量で換算いたしますと、約四千から五千トンというふうには推測しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 先ほどもお話をしたのですが、市長が先頭になって五條市の柿をPRして応援していただいております。そういうことを毎年毎年行っていたら、非常にありがたいことかなというふうには思います。

そしてまたその中で、全国初ということで農業の担い手に対する支援が今回の予算で上げられておる。農業従事者が全国的に減っていく中、五條市にとって農業を応援するというのも非常に素晴らしいことではないのかなと思います。その中において、柿を販売、例えば例を一つ挙げて柿とさせていただきますか、入り口、出口があつたら出口まで応援していただくというところで、非常にいいとは思うのですけれども、応援していただければ、そういうふうなものを応援していくということで、非常にいいとは思うのです。その中で何を言いたいかというと、先ほど部長のところでも質問させていただきましたが、出荷できなかった柿、非常に昨年は処分が多かつたのかなというふうなお話も聞かせていただきました。何かいい方法で利用できないか、肥料にできないのか、そういうふうなことというのは担当課として考えられておったり……、そういうのはどうですかね。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） お答え申し上げます。

本市では、出荷できなかった農産物についての直接的な支援はございません。しかしながら、出荷できない農産物を減らし農業収入を増加させることは重要と考えておりまして、これまでも冷蔵庫、あんぼ柿用の乾燥機など、付加価値をつけるための設備の導入などに対して支援を行ってきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今後このようなことは重要な課題となつてこようかなというふうには思います。その中において、今後についてもどういふふうによつていくのか教えていただけますか。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長） 答え申し上げます。

出荷に至らなかった農産物については、産地にとって重要な問題であると認識しております。しかしながら、まずは先ほども述べさせていただきました出荷できない農産物を減らし農業収入を増加させることが肝要と考えており、引き続きそのための取組を実施してまいります。

これに加え、出荷できなかった農産物の利活用については、コスト面など難しい課題はございますが、関係機関とも連携を図りながら勉強してまいります、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 出荷できなかった分について、次どうしていくかというのは非常に難しい、私もヒアリングで処分であるとか、いろんなことを部長に聞かせていただいて、難しいなというのが現状であろうかなというふうに感じました。しかし、このまま置いておくわけにもいきませんし、何らかの形で、また何らかの方法で進めていただきたいなというふうに思いますので、その辺も踏まえて、よろしくお願いをしたいと思います。

そして今回、先ほど理事が一般財源というふうなことで聞かせていただきました。なぜ聞かせていただいたかというところ、今農業のことに関して非常に良い支援であると思えますし、頑張っていたきたいなというふうに思います。しかし、五條市において農業をされている方ばかりではないので、やはり五條市に生まれた若い人たちが夢を持って五條市のために貢献するという方もたくさんおられると思うので、その人たちのことも踏まえて、また五條市独自のお金でやっていけるならそういう施策というのも考えていただけたらなというふうに思います。

その辺、市長どうですか。

○議長（山口耕司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 平岡議員の質問にお答え申し上げます。

いろんな考え方があろうかなと思いますけれども、この補助制度に關しましては、これは移住定住、また五條市に住んでいただくということとを基本原則として全体的な流れの中でやっていこうという形で進めています。

今、平岡議員が言ったように、いろんな農業以外のいろんな形の補助制度もということも当然あるかと思えますけれども、基本原則として国の制度や県の制度を使いながらやっていく、その中で足りない分は市独自の、やはり体制を整えてやっていくという、そういう流れ

でやっていこうと、なるべくは市の持ち出しをしないようなやり方で今までもやってきたわけでありまして、今回のこの件に関しましては、今後の五條市の人口減少に伴う中においての農業、そしてその学校をこれから運営していく中においてこれから多くの人が農業してもらう、後継者不足ということ、それが、やはり地元に残っていただいて農業してもらおうということで、それがまた五條市にとってもありがたいことであろうかなと。聞きますと、今年の卒業生三人が五條市に残っていただく、一人は農業の方ではないと聞いておりますけれども、二人は地元農業の方に従事させていただくということを聞いております。本当にありがたいかな、これが毎回継続すれば、五條市にとっても大変ありがたいし、そこで移住定住して五條市で残っていただいて、そして家庭を持つていただいて、またそういう農業に従事していただくことによって、より活性化につながるという、そういう観点からの補助制度ということで御理解……、今後いろんな形の中での全体的な補助制度も踏まえて、制度を見ながら考えてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） ありがとうございます。

ぜひともこれをステップにして、ほかの若い方々も当然応援していただきたいなと思っておりますし、また補助金がありましたら、そんなことも活用してやっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、エコ・リレーセンターについて質問をさせていただきます。

エコ・リレーセンターは北宇智地区の皆様の御協力により竣工は令和元年六月二十八日、開所日は七月九日に行われ現在に至り、市民生活にはなくてはならない施設であります。

その中で、場内の案内についてお伺いをいたします。

一日、まずどれぐらいの方が訪れているのか答弁願います。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） お答え申し上げます。

一日平均五十一台搬入されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）五十一台が来られておるということですけれども、私も粗大ごみを処分に行かせていただいたことがあるのですけれども、まず最初に、あそこで計量器に乗って職員さんの指示に従って、その場所に行くのですけれども、軽トラックか何かに粗大ごみを積んで行ったらしたら、どこまで作業的に手伝わらないのかなというふうなことを聞かれました。自分で全部下ろさなければならぬのか、職員さんが全部やってくれるのか、また細かいことを言うと、後ろのトラックの荷台を誰が開けて誰が閉めてくれるのかなと、その辺を何か手伝わなくては非常に気を遣う面もありますし、それが手伝いに行つて邪魔になるところもあるのかなと思います。その辺がちよつとはっきりしないので、気を使うんやというようなお話を聞かせていただきました。

その辺についてはどうですか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答えを申し上げます。

エコ・リレーセンターごじょうへごみを搬入された方々は、受付時の案内を経て誘導看板に沿って進んでいただき、それぞれの場所の担当者が案内等をさせていただいております。

具体的には、まず担当者が搬入の方にお声掛けをし、原則御自身で車のドアや荷台を開けていただくをお願いしております。これは、搬入される方々の中には車のドアを他人に開けられることを嫌がる方もおられることからのものです。ただし、混雑時には十分なお声掛けができない場合もございます。

次に、荷下ろしにつきましては、原則としてエコ・リレーセンターごじょうの職員がさせていただきますが、粗大ごみと間違わないよう確認いただく意味合いも含め、市民の皆様にも荷下ろしの協力をお願いしております。

引き続き、市民の皆様にご不便をかけることのないようお声掛けを徹底するなど、業務手順等の見直しに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）そしたら、基本的に自分で開けて下ろしていいってことかな、あとその辺は担当課の方と話をしながら、高齢者の方や

つたら多分危ないし無理だと思うのですけれども、その辺はそういうことでもいいのかな。分かりました。

それと、粗大ごみを処分に行ったとき、あそこで計量器に乗って重さを測ってもらおうと思うのですけれども、そのとき事務所が、入って行ったら左側にあつて、そこからスピーカーで金額とかを教えていただくとおもうのですけれども、これが非常に風の都合もあつたりして聞きづらいというふうな声をいただくのです。その中において、例えば表示板、幾らですよというようなものが出たら耳の不自由な方でも聞きやすいと思うのですけれども、そういったことの設置についてはどう考えられますか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答え申し上げます。

エコ・リレーセンターごじょうでは粗大ごみなど指定袋に入っていないごみの処理費について、窓口で計量させていただきマイクにてお伝えした上でお支払いをいただいております。しかしながら、議員御指摘のように、重機等の作業音で、窓口で聞き返される方も時々おられますので、できる限り速やかに視覚的に料金をお伝えする効果的な方法を検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）例えば表示灯、ディスプレイなどそんなものを設置するとしたらね、大体幾らの金額がかかるかわかりますか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答えを申し上げます。

現在の計量システムに搭載するといえましたら、数十万円必要であるかなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）できたらそういうものを設置していただけたらありがたいのですけれども、今の金額を聞きますと、そんな安い金額でもないと思いますし、また何らかの方法で、スピーカーだったら高齢者の方も聞きづらいところがあるかなと思いますので、分かりやすい表示というので今後検討していただけたらなというふうに思います。

それと次、ごみの分別ですけれども、十年以上前ですかね、冊子になったものを市民の皆さんに配布をしていたので分別が分かりやすい

というふうなものをいただいたような記憶があるのですけれども、現在そういうふうなものは考えられておりますか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答え申し上げます。

現在、分別方法を記載した冊子は作成しておりません。ただ、「ごみ資源物の分け方と出し方」を作成しております、毎年四月一日の新開折り込みを行っております。

また、五條市のホームページによりまして、ごみ分別検索を掲載しております。これにつきましては、広報五條にもそのQRコードを掲載させていただいております。ごみ分別検索につきましては紙ベースでも配布可能でございますので、不明点も含めエコ・リレーセンターごじょうのほうにお問い合わせいただきましたら対応させていただきます。このように考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）そしたら今、先だって配布するとかそういうものはないということですね。ホームページやったりそういうところで確認をして分別すると、そしてそういうネットとかできない方に関してはエコ・リレーセンターへ行ったらもらえるということですかね、例えばエコ・リレーセンターに電話を掛けて郵送とかで送ってもらったりもできるのですか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答え申し上げます。

郵送でも可能です。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司）またそういったことも市民の皆さんに周知をしていただいて、分別というのは非常に大切なことだと思いますし、私も以前やまと広域環境衛生事務組合に行かせていただいていたのですけれども、その中において御所市さんは結構分別が細かいというふうなお話も聞かせていただいたことありますし、やはりそういったところの資源というのも大切なところでありますので、ぜひともよろしくお話をいたします。

そして、エコ・リレーセンターのごじょうは市民にとってなくてはならない施設でありますし、今後そういったことにも、いろいろとお力添えをいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で四番平岡清司議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時十五分まで休憩いたします。

午前十時五十九分休憩に入る

午前十一時十四分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

次に、六番窪 佳秀議員の質問を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、先ほど平岡議員の話にもございましたけれども、コロナ対策として会派代表となっておりまして、吉田 正議員との会派、新風さきがけを代表いたしまして、六番窪 佳秀が通告のとおり一般質問をさせていただきます。

一、防災対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染者、そしてまた濃厚接触者の避難所対策についてお伺いいたします。

奈良県はもとより市内でも感染者数、それに伴う濃厚接触者数が増加しております。万一の場合のその方々の避難先についてお伺いいたします。

まず、感染者で自宅療養者の避難所、避難先について。これにつきましては、先日、市民の感染者から電話等がございまして、あった話で

ございますので、質問いたします。

まず感染された方は、保健所から自宅療養をするようにという指示があつて、自宅で療養しているということでございます。その際、保健所に、万一災害があつた場合のときが心配で、避難指示があつた場合はどこに避難したら良いのかと尋ねたそうでございます。そして、保健所からは、五條市は花咲寮が避難所になっているからそこに避難してくださいと言われたと、こういう内容でございます。花咲寮は養護老人ホームで入所者もいるのに、そんなところに感染者が避難していいのですか。市としてどのような対策を考えているのかという話の内容でございます。

私は多分花咲寮というのは、旧の建築物のことであるだろうということですが、その受け入れ体制が心配であるなということを感じました。

そしてその方、そしてその方以外の方からも濃厚接触者になっておると、この濃厚接触者の避難先、これもどういふふうになっているのかというお尋ねもございました。

そこで質問をいたします。

まず、感染者で自宅療養者の避難所先、これは病院に入っている方は別として自宅療養しているその感染者の避難所先はどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）六番窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症はオミクロン株の影響により急激な感染拡大が見られ、本市においても毎日新規感染者が確認されている状況でございます。

自宅療養者に避難をしていただく必要がある場合については、自宅療養者の情報を把握している保健所がその方々に連絡をするということとなっております。それを受けて、各自宅療養者が市と相談の上、市が設置する専用避難所へ避難していただくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁の中で、内容について三つほどお聞きしたいと思ひます。

今の答弁の中では、市が設置する専用避難所への避難という言葉がございましたけれども、市が設置する専用の避難所というのはどこになつているのかお尋ねいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）旧野原小学校と上野公園防災力強化棟になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今二か所、多分川南と川北に分けてあるのかなと思うのですが、そういうところ、それは当然として、そういうふうなところを準備しておかなければならないかと思うわけでございますけれども、

そしてら感染者が、吉野保健所と思えますけれども、吉野保健所にそういうことを尋ねたら、花咲寮への避難をしてくださいということでしたけれども、現在その花咲寮への避難というのはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）花咲寮につきましては、感染者の避難所とはなってございません。令和二年度におきまして、旧花咲寮が感染者専用の方というふうなことで県の方にもお伝えしてございますが、令和三年度につきましては、県の方は、市の方に専用避難所がどこであるかというふうなことを問うような形で……、連絡をするような形になってございます。

花咲寮につきましては専用避難所とはなってございません。旧花咲寮が、令和二年度専用避難所というふうな形でございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今現在になっておらないと、今の新しいところは福祉避難所ぐらいには指定されておるのかなと、自分で解釈してまずけれども、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）花咲寮につきましては、福祉避難所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）吉野保健所の方でなぜその花咲寮というように答えたのかなということで、間違い違いますかという中で、行かせていただいているいろいろ尋ねたわけでございますけれども、いやそうなってますよと、県の防災統括室ですか、そこに確認してくださいと、こういうような内容でございました。そういうことで今確かめのためにお聞かせ願ったのですけれども、そういうことも市民のほうには伝えておかなければ大変なことになっていくのではないかなと思っておりますので。

それともう一つですけれども、今の答弁の中において、自宅療養者の情報を把握している保健所が連絡するというところでございますけれども、例えば五條市内全域に避難指示が出たら保健所に連絡して自宅療養者の連絡してくださいと、連絡するのかその辺がちよっと分かりませんけれども、五條市の場合は面積も広くございます。全域に出すというよりか、南部でとか、大塔地区、西吉野地区、地区別に分けて避難指示等が出される場合があるわけでございますけれども、僕としては本当に保健所も大変だし五條市としてもそちらのほうに連絡する、これ本当に大丈夫かな、保健所は本当にしてくれるのかなというようにあることでもありますけれども、今後そういうことに対して、本当に保健所は五條市が連絡することによって自宅療養者の避難のことについて連絡してくれるのか、そういうふうな解釈して間違いはないですか。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）連絡の流れについてでございますが、今市の方から避難が必要な場合につきましては保健所の方に連絡させていただいて、保健所の方が感染者に連絡を取っていただきます。そして感染者の方から市のほうに連絡が入るといふふうなところで、また市のほうとその感染者の方のお話の中で専用避難所に行ってくださいと等々を話させていただくという形をとっております。今現在、そういうふうな形をとっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）これ大変なことですよ。これは本当に、両方ともです、市のほうもそうですし、保健所。この間も保健所に行かせていただいているんな方と話をしておったんですけれども、めちゃくちゃ忙しそうにして、そこどころにこういうものができのかなというのを自分で感じました。そういうふうに行けるというのであれば、今後十分に協議して、間違いのないようにだけしてもらわなくては。

そのときに向こうからいただきましたけれども、今年の五月二十五日、奈良県防災統括室、ここから文書が出ています。これは五條市も持

っておるはずやということをお聞きいたしました。これを参考にしてくださいという話をいただいたわけですが、これは御自身が感染者であることを申告した上で各市町村の案内に従い避難してくださいと、これは防災統括室から出ている文書です。こうなってますよというのが保健所の中の話でございましたので、今答弁していただいたこと、間違いはないと思いますけれども、その辺、保健所のほうと十分スムーズにいくように協議だけはお願しいたいなと思います。

次に、濃厚接触者の避難所先をお伺いしたいなと思います。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）濃厚接触者の避難先に関しては、一般避難所とは別の専用避難所として、旧野原小学校と上野公園防災力強化棟の二か所を準備してございます。

実際に避難された場合には、この二か所に保健師を含む職員を配置し、業務に従事することとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）先ほどの自宅療養者の避難先も同じ避難先だったと思うのです。濃厚接触者も同じ避難先という形で、今現在市民には、一般の方々の避難所も旧野原小学校になっておると思うのですけれども、そこらの周知というのはどうなっているのかなと思うのですけれども、私といたしましては、感染者の自宅療養者と濃厚接触者が同一場所での避難場所、これは本当に大変なことだろうなと、十分な分散避難というか、これを本当に検討しておかなくては大きなクラスターが発生するような形の原因にもなるうかと思えます。

感染者、濃厚接触者の避難先並びに対応というのは本当に難しいと僕自身も感じております。しかし、いつ発生するかわからない万一の場合を想定して、各市ではいろんな取組をしております。一つは、避難所運営マニュアルの中に新型コロナウイルス感染症対策編及びコロナ禍における住民避難ガイド、こういうものを作成して、積極的に取り組んで、そして訓練も行っておる市町村もございます。

これにつきましては、令和二年六月八日付で厚生労働省から通達が出ていると思うのです。その通達の内容は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営、そしてそのためのガイドラインを発表したという通達がいつていると思うのです。これが令和二年の六月八日付ですけれども、こういう形の中において、それぞれの市町村が積極的に取り組んでおります。

先ほども申し上げましたけれども、県の防災統括室からは昨年の五月ごろに災害時の避難について御自身が陽性者または濃厚接触者である

ことを各市町村の窓口に申告した上で、各市町村の案内に従い避難するようにと、こういうふうには県の防災統括室は報道されております。当然本市においては検討されているとは思いますが、よろしく準備のほどをお願いいたします。

また、避難先を検討するにも今言われておった避難場所、そして常に感染者等の状況、これを日々把握しておかないと、その対策というのは立てられない、当然のことかと思えます。

感染者数、そして濃厚接触者数は日々変化しております。保健所、医療機関からの情報収集、これは当然として必要であり、大変だと思えますが、把握しておかなければ対策はできません。もちろん役所内において危機管理課の分からない部分、いろんな形があると思うのですが、そういう関係部署の情報の共有が最も重要であると思えます。現在の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）先の答弁のとおり保健所とは緊急時の連携として発災時点における性別や年齢など、個人を特定できない範囲で自宅療養者の情報を共有することとなっております。

次に、市役所内部の連携についてでございますが、災害時は市役所全体で対応することとなっております、専用避難所で従事する職員を事前に選任し、感染対策に係る講習会や専用避難所開設訓練を実施し、スムーズな避難所運営が行われるよう必要な準備をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）いろんな準備をしておるということで、間違いないと思うのですが、やはりいろんな対策を検討する際にもまず情報がなければ検討するということはできない、普段からの情報共有、これは絶対やっておかななくてはならない、毎週分かりませんが、市の方でも感染者対策本部というのを開かれておるのかわかりませんが、その中においてもこういうのを議題として情報共有の中で取り組んでいただかなければならないのかなと思います。

そして、感染者数が増えましたら、先ほど言っていた二か所だけの避難所だけでは対応が困難な場合が考えられます。状況を把握して、やはり複数の避難所を検討しておく必要があると思えますが、今現在の考えをお聞かせいただきたい。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）先ほど申し上げましたとおり、専用避難所として旧野原小学校と上野公園防災力強化棟の二か所を開設できる準備

をしています。避難者が増加した場合にはシダーアリーナを活用することとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）多くなったらシダーアリーナを活用する、それはそういう計画でも結構ですけれども、ただシダーアリーナというのは一般の方々の避難所ということで市民が周知している、そういう認識であります。そういうような形において、そういうことであれば、一般の人に出てくださいよと、一旦避難してから増えましたよ、出てくださいよと、こんなことは言えない、普段からの啓蒙啓発、準備、これは本当に大変かと思えます。

また、市内には学校適正化とか、そして保育所のこども園云々の中で、またそれ以外にも空き施設となっている施設があるかと思えます。現在の維持状況と言ったらおかしいですけども、今後どういうふうにしていくのかというのは、どうなっておるのかちよつと分かりませんが、やはりその辺の調査も行い、また一般避難所と分散避難しなくてはなりませんので、検討してはどうかと自分では思います。

そして、厚生労働省のマニュアル、これを見させていただいたら、分散避難とか、それは室内であっても体育館であっても分散避難という意味ですけども、分散避難としてホテル・旅館・国の研修施設等、親戚・知人宅等への避難、車中泊での避難、これを推奨しております。これは二通りあります。一つは一般の方々の避難に対しても、コロナ禍のことを心配するからもう入りません、だからそんな場合にはどうしたらよろしいんですかということであれば、旅館であるとか知人宅であるとか、こういう形のことを推奨していると、そしてコロナ禍での濃厚接触者、これにつきましては家族の方がある場合でしたら厚生労働省のほうは車中泊、自分の車というような形のこともその中のガイドラインにあるわけですけれども、やはりそうやっていくだろうと、人に迷惑をかけたらあかんから自分の家族だけの濃厚接触者であれば車で、これもそのマニュアルのところに出てきておると思うのです。何もすぐ検討せよということはないですけれども、車中泊と、これは両方の車中泊です。一般避難所の車中泊と濃厚接触者等の車中泊の話ですけれども、そういうふうになればどの場所やと、この場所ですよということを指定しておかなければ市が全く把握できないし、そして後の食料であるとかそういうものの配布、これに支障を来してくると思えますけれども、そういうことにおいて、いろんな形の中で検討してみてもどうかと考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）まず空き施設の活用については、先の答弁のとおり旧野原小学校舎を専用避難所として活用しています。

次に、分散避難についてでございますが、議員からは感染防止のため分散避難が望ましいという趣旨の御提案をいただきました。また、感染者や濃厚接触者に対し分散避難を推奨することにつきましては、感染者についてでございますが、むしろ感染リスクを高めることになるため市としては検討してございません。もちろんそれ以外の方が新型コロナウイルス感染防止対策として、避難所への避難とは別に安全な地域に住む親戚や知人宅等への分散避難を検討することは有効な手段と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）有効な手段と考えておる、そしてまた検討しておりませんと、ちよつとややこしい答えがあつたわけですから。

ここに厚生労働省から出たガイドラインが全部あります。これは全部感染症のものでございます。これを読ませていただきますと、僕が先ほど言わせていただいた、もちろん一般の方々の感染防止という形での分散避難というものもあるわけですが、濃厚接触者は逆に迷惑をかけたら悪いから車の中で避難しておきますという方もおるかも知れない、そういうことがここに示されております。だから僕は何を言いたいかというと、そういうことも考えながら、そしてまた一般の方々にもこういうような避難の仕方もありますよという形の中の広報も大事かなと思います。

そしてまた、市においては、それぞれ避難所への備蓄物品は既に整っていると自分では解釈しておるわけですが、感染者、また濃厚接触者のための備蓄物品、これは備蓄されているのか。他市におきましては、感染者に必要な物資、そして資器材の準備を行っております。事例としてたくさん挙がっております。段ボールベッドであるとか、段ボール等の衝立であるとか、もちろん当然としてマスク、アルコール消毒液、体温計、テント、こういう形、そしてまたそれ以外にもいろいろ備蓄されていると、それは地域によって違う、備蓄の中の内容を見ておりますと、地域によって違いますと報道されております。参考にしてはどうかと思ひますし、今現在の備蓄状況についてお聞かせ願ひます。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が専用避難所に避難された際に御利用いただくための備蓄品として、屋内型テントや段ボールベット・アルミマットなどを備蓄してございます。

また議員お述べのダンボールパーテーションやマスク、アルコール消毒液、体温計などの感染対策資器材についても本市では既に備蓄して

います。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今確認をして、そして準備をしていただいていることを安心いたしました。ただ避難所開設時には、僕の方から申し上げるまでもございませんが、それ以外にも避難者の受け入れの際の避難所に従事する衛生用品等も可能な限り準備しなさいよ、そしてまた受付の設置時に必要な避難者の健康状態を確認するために必要な資器材や必要な物資、これも準備しなさいよということになっております。これはもちろん避難場所によりまして備蓄物品や資器材、これは当然として変わってくると思いますが、今後は万全の準備を、運営のための準備、これをしていただくように、それと国のほうからでは、かなり訓練しておかないことには多くの支援する人、これが必要ですよということを言われております。とても五條市の中の今現在の状況では対応できないのではないかと、やはり誰かどっかほかにも協力を求めることが必要で、必要な体制もつくっておかなければ、よそでは地域防災組織であるとか、いろんな形のところをつくっておるところがあつて、一緒に合同訓練をやっておるところもあるわけでございますけれども、その辺も併せて今からその準備をして万全の体制をとっていただくようにお願いいたします。

次に、今のものもろもろ言った中のことも含めてそうですけれども、やはり一番大事なのは、市民に対する啓蒙啓発活動でございます。市民は感染症そして濃厚接触者以外にもコロナ禍で精神的に追い込まれている状況でいろんなことが心配事として頭に浮かんでくるんやということをお話されております。もちろん先ほどから言わせていただいた避難所先のこと、そして避難所に市がどこまで準備してくれとんやと、我々は何かを持っていったらいいやと、避難所に持っていく物、これは感染者と濃厚接触者の話でございます。そして持つていくためには市の備蓄の現状、これも情報がほしい。それ以外の物は持つていけるといえるということもあると話されております。今後、市民に対する啓蒙啓発、これが本当に重要になってくると思うのですけれども、それについてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）市民の皆様の不安や心配事を少しでも解消するため、コロナ禍における避難所の体制や避難時に携行すべき物品などに関する周知を行うことが非常に重要なことと考えてございます。そのため市広報紙やホームページ、自治連合会理事会などの機会を活用し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所に持参する食料などの備蓄啓発をこれまでも定期的に行ってきたところでございます。

今後も引き続き市民への周知や情報提供を積極的に行ってまいりたいというふうにご考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）啓蒙啓発というのは、本当にタイミングがあると思うのです。そのタイミングを逃してしまつたら、全く啓蒙啓発しても市民には伝わらない、やっぱりそのタイミングのずれないような形で、市民が関心を持っているときに啓蒙啓発をしないことには、それをすることが一番大事だと思うし、そして五條市には高齢者がたくさんおられます、高齢者がほとんどでございます。その高齢者が理解しやすい内容でないと、言葉でもそうですけれども、そういうふうな文章で伝えていただきたいなと思います。あまり専門用語を使いますと、高齢者が理解できないということもたくさんございますので。

この問題の最後になってきますけれども、本当にコロナ禍の感染防止対策、対応のベストの計画というのは難しいと自分でも思っております。けれども、一度そういうようなマニュアルを作成して訓練を行っておくことによつて新たな課題、これを発見できます。そしてまた、今の新型コロナウイルス感染症だけではなしに今後同じような感染症であるとか同じような形の災害が発生した場合にもその訓練、そしてそのマニュアル、そういうものが役立ちます。いつ起こるか分からないこういうような災害時での避難生活の対応、これは十分に早急に、できておると思いますけれども、さらなる細部について検討をお願いしたいなと思つて、次の質問に移ります。

二つ目、新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナ検査センターの現状についてということでお伺いいたします。

これも市民からあつた話です。新聞報道によりますと、木下グループと五條市とで連携し、上野公園防災力強化棟で新型コロナウイルス検査センター、これを三月三十一日までの予定で火・水・土に一日百人をめどに無料でPCR検査を行っている、こういう形で報道されたり、そしてまたテレビでも流されておりました。今現在で結構ですけれども、現在受けられた方の実施数これについてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）本市では新型コロナウイルス感染症に対する市民の不安解消を図り安心かつ安全な社会経済活動が継続していくことが大切と考え、医療介護事業などを展開する株式会社木下グループと連携協定を締結し、二月十九日に新型コロナウイルスPCR検査センターを上野公園防災力強化棟に開設していただきました。

これまでの検査実施数についてでございますが、二月十九日土曜日百件、二月二十二日火曜日七十五件、二月二十四日木曜日七十件、二月

二十六日土曜日八十六件、三月一日火曜日三十八件、三月三日木曜日三十七件の計四百六件となっております。ごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今その検査を実施していただいた数を言っていたのですが、二月十九日ですか、百名で、そこから徐々にあつて三月三日では三十七件というような形になっております。強制的ではございませんので、この検査数というのは希望者が多いのか少ないのかちよつとこの判断は僕の方で分かりませんが、ただ市民からは検査を受けたいが申し込む方法が分からないということがございます。そしてまずコロナと言ったら誰かって電話するのが、連携して市の窓口が保健福祉センターやろという中で保健福祉センターのほうにかなり電話してあるはずですよ。しましたということも聞いております。そして保健福祉センターのほうから、いやこれは危機統括室ですよ、危機管理課ですよ、そんなあほなという話もございました。なぜ危機管理課がPCR検査をしておるのかというようにもございました。それはどういう内容でどういうふうになったのか分かりませんが、市民はコロナ関係云々と言えば保健福祉センターを中心に今まで物事をやってきていますので、保健福祉センターであろうと、保健福祉センターの職員は市のほうに振ります、そしてその方はまた市の危機管理課へ電話します。そしてた何というのかな、はっきりした返答がないと、ただインターネットによって事前予約してください、それだけやと、私、物ないんですけれども、それは委託してあるからこうなっております。こういうような冷たい返事やったんやと。その方は、私は機器もないし、使えない、近所の人に頼みに行こうかなと思つて行きかけたんやけれども、聞きに行くのが恥ずかしいという形になつて、行くことができないと、これは電話で予約できないのかという話がありました。せつかく五條市が市民のために五條市以外の方も受けられますけれども、良いことをやってくれているのに、受けにくいというのはどうなっておるんだということがございましたので、状況、これをお聞かせ願います。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）本市に検査センターを設置されている株式会社木下グループでは、インターネット予約のみの取り扱いとなつています。そのため、検査希望者本人もしくは親族の方にインターネットでの予約をお願いしているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁の中でインターネットという言葉しか出てこないのですけれども、何回も申し上げますけれども、市民の中には特に高齢者が多いということは皆さん御存じと思います。インターネットはもとより使用できる機器も持っておらないという方も多くあります。今からではどうすることもできないと思いますけれども、もし問い合わせがあれば必要なことを聞いて、そして市が代行をお願いすることができないのかな、これは自分なりに考えたわけですが、そういうことをお願いできないかということについてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）今回のPCR検査センターについては、予約から結果通知まで一貫した予約システムが採用されてございます。こうしたことから、市民の皆様の御不便を少しでも解消するため、申込み希望者がスマートフォンなどをお持ちであり操作方法が分からない場合については危機管理課にお越しいただければ市が予約支援をさせていただきます。ただし、予約支援する際、メールアドレスや生年月日、電話番号などの個人情報をお聞きすることになるため個人情報の提供を御了解いただくこととなります。一方スマートフォンなどをお持ちでない場合については予約支援ができないため、近隣、他市の予約不要の検査センター等を御案内するなどの対応をさせていただいております。ところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）答弁いただいて、中身の内容を細かく聞きたいというところでございますけれども、この申込みの問合せに関しては危機管理課も踏まえて、そして保健福祉センターも踏まえて、数多くの方から苦情が入っておると思うのです。僕だけでも二人や三人は掛かってきておるから、掛かってない人もおると思います。

先ほど答弁の中にはスマートフォンを持って危機管理課に行くという予約支援を行ってくれるということをお話されていましたが、こんな人誰も知りませんわな。持って行ったらできるんやというのは今初めて知りました。三月一日付の広報五條も出ました。その広報五條にもそのことは全く記載されておりません。問合せ先、小さい字で危機管理課というのが上にちよつとあって、どこに問合せたらいいんや、問合せ先も本当に見にくいです。そして今言ったような中で、予約支援を行っておるということ、そんなもの一つも広報五條には掲載されておらない。

そして、電話で問合せをしなくては分からないという、市が連携しているという検査センターですけれども、連携してやっているという割

には余りにも不親切であると、自分らではそう感じます。

また、先ほど申し上げましたが、機器を持っていない人への配慮、さつき答弁ありましたけれども、近隣の施設を案内する、これは多分榎原の検査センターと思います、運動公園にある。五條市内の薬局も一時やっていたんですけども、今現在話を聞きますと検査キットとかもろもろの関係でやっておらないということで、榎原市の運動公園にあるところまで行かなあきません。そんなところを紹介するという事になっていくわけですけども、これはせっかかないことをやってくれておられるけれども、僕といたしましては、持っていない人の配慮というふうな形の中で、もちろん個人情報もありますけれども、受けた人は個人情報のことは自分から言うと思うのです。名前は何かです、ここに連絡してください。人に知らせたら個人情報だめですけども、本人はそれをしてくれるのであれば言いますよと、当然として言うと思うのです。ただ広報五條も奈良新聞も全部そうですけれども、三月三十一日までということ期限を書いてございますので、今から啓蒙啓発これは本当に難しいと思いますけれども、また問合せがあるか分かりませんが、あった場合はやはり機器がなくても市の方で必要事項を聞いてあげて、そしてその担当課であれば担当課、危機管理課ができなかったらほかの場所でも結構ですので、そこでちよっと機器で申込みをやったあげたら、それぐらいのことをやってあげたらいいのと違うかな、それに対して今度返答きます、電話番号聞いて、申し込みましたよ、この時間オッケーですよというふうな形の連絡、これをして今現在受けておられる方が三月三日で三十七名です。減ってきておられるんですけども、減ってきておられるかもしれないかなと思えますけれども、考えをお聞かせ願います。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、PCR検査センターについては予約から結果通知まで一貫した予約システムが採用されてございます。最終の結果まで分かるというふうな事になってございますので、その辺の通知についてはなかなか個人情報等々の関係がございますので、陽性・陰性というふうなことが分かります。そういうふうなことも鑑みながら先ほども述べさせていただいたように市の方でできるだけその方がお持ちのスマートフォンの操作をさせていただきたくとか、また先ほども言わせていただきました近隣他市の市町村への検査センターを御案内させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）僕が今言っているのは、持っていない人のことを言っているのです。持っていない人に、お持ちいただいたらって、持っていない人のお話をさせてもらっているんですけども、まあそれはそれでいいです。

とにかく日にちも三月三十一日までとなっているので、何とかして、個人情報、個人情報と、本人から申請あって本人にそれを伝えてくださいと言われたら何も、よその人に伝えるんやったら別やけれども。例えば検査結果出ました、これが陰性やった、本人伝えるのやから、本人は申し込むときに伝えてくださいよと言われたら何もほかのところに情報を流すんじゃないのだからそんな難しい問題ではないと思いますので、親切丁寧に三月三十一日までの期間でございますので、今後そういうような取組、そういう方がおるとい形の中でお願いいたします。今回に限らず、いろんなことで事前申込み、予約しなければならぬときがございました。接種券のときもそうでございましたけれども、インターネットやファックスやと、それしか申し込む方法がないと、こういうような形が五條市にとっては本当に不適切なことだと思います。やはり五條市民が誰でも利用できるような、今後何かの場合でもそうですけれども、取組にしていきたいと思いますが、市長、よければ考えをお聞かせください。

○議長（山口耕司）太田市長。

○市長（太田好紀）窪議員の質問にお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の自宅の療養者、濃厚接触者の避難先、また新型コロナウイルス感染症対策でのPCR検査センターについての質問がありました。大変本当に熱心に聞いていただいてありがとうございますと、心から感謝を申し上げます。このPCR検査、いろんなことを今窪議員がおっしゃってございましたけれども、私は多くの皆さんからこういうことをよくやってくれたな

というような大変ありがたいお話もたくさん聞いておる、しかしながら、窪議員が言ったような形の中のスマートフォン、インターネットで予約をしなくてはならないということも確かにある、それを前提のもとに置いて、これは五條だけではなく奈良県の誰でもが、奈良県民だったら誰でもができる、特に県南部の皆さん方に特に共有をしていただくということで、五條市だけではなく各市町村にも連携を取りながらやったわけではありますけれども、これは窪議員、PCR検査が十九日にありましたけれども、行っていただけましたか。あつ行ってなかったですか……、てっきりこういう質問してくれるので、その内容をちゃんと現場に行っていたら、十分把握の上で質問をしていただいたという解釈で、行ってなかった……、申し訳ございません。当初、私は十九日、うちから……（「よろしいで。」の声あり）行かせていた

だいたとき、谷議員、斎藤議員が来ていただいておって熱心な方やなと、議員の皆さんほとんど行ってくれていると思いますけれども、たまに窪議員は行ってなかったということでありますけれども、やはりその現状を見たときに、ああこういうやり方をしてこういう流れでやっていくんだなということを変えたいと理解をしました。その結果において、谷議員もあのことPCR検査を受けていただいて、私も受けてみようということ、私もスマートフォンはなかなか使い込めないということ、そしてこうやるんですよということ、現状を見たときに、現場に行つてその内容を把握してそれはいろんな配慮をしないでいいということも気づかせていただきました。ただ株式会社木下グループの中には、これはインターネットの予約しかできないという前提の中でやってきたわけでありまして、確かに五條市民みんなが受けられるような状況というのは当然好ましいことです。なかなかそれは皆さんが納得できるような形にはできないということ、今言われたように個人情報という問題も当然ございまして、それを他人の方、要するにうちが代わりに予約をしてということでも、スマートフォンで予約をすることによって、私もですけども、その結果が次の日の夕方、私の場合は午後七時ごろでしたけれども陽性なのか陰性なのかといったから陽性であるということ、ネットからもうそれで送られてくるということもございまして、ほかの人が代わってやっていくというのはできないというような現状がありました。ただ窪議員が言ったようにもっと簡単な形の中でできないかということも当然御指摘のとおりだと思いますので、この株式会社木下グループについては県とも協議をして石田危機管理監が精いっぱい早くやってあげよう、これをすることによってちよつとも市民の皆さんの不安感を持っている方が解消できるならば早くしようという形の中で、指示を出してから一週間以内にこれがすぐに対応できるように今なったわけでありますけれども、いろんな問題は当然あるかと思っております、皆さん全てが満足いくような状況にはならないというのが現状であろうかと思っております、ぜひとも今後も対応に対しては精いっぱいやらせていただきますけれども、窪議員もこういうセンターの開設があるときには行っていただいて連携をとるとも頑張つてまいりたいと思っております、よろしくお願ひ申し上げます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）質問にないことを答えていただきましたんやけども、（笑）何で行かないかということ、行く人、どういふ人が行くのかというのを掲げているわけですね、入店入場等のための検査結果の証明が必要な人ということで広報五條にも書かれております。そしてまた、

県内在住で感染リスクが高い環境にあると感染に不安を感じている人、そういう人が該当ですよというような形の中で、対象者はここに書かれております。濃厚接触者検査してください、これが行ける場所ではないわけです。そして僕はもっと混んでおると言ったらおかしいけれども、かなり大勢の方が来るんやなと思ってましたけれども、全国で八十八か九ほど株式会社木下グループがやっておるとことを聞いてますけれども、大都会やったらこれでいいんやけれども、この田舎の、高齢者の多いまちでは先ほども言いましたとおり、できないと言っても連携するときにちょっと口添えなり、そしてそれができない部分は役所で、担当課で、何かそういうような形の親切心、こういうのを今後していただきたいなと思います。

コロナ禍の終息が見えない現状の中、あらゆる対策を講じなければならぬということでございますけれども、やはり国また県、そして各市の状況、いろんな形の中で各市も取り組んでおります。そういう情報を収集していただきまして、そして一番大事なのは災害と一緒です、間髪を入れずに対応するというをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

昼食のため十三時三十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

次に、十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）議長の発言の許可をいただきましたので、清志会を代表いたしましたして一般質問をさせていただきますので、どうかよろしく

お願いいたします。

初めに、大塔町宇井の今後について。

内容といたしまして、避難場所についてお尋ねしたいと思えます。ふれあい交流館が四月一日より閉鎖されるということを知っておりますので、その点についてもよろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和三年十二月議会で窪議員に答弁したとおり、ふれあい交流館につきましては地域のシンボル、コミュニケーションの場として、また災害時には避難所として地域の方とともにあり続けた施設でございます。しかしながら、同施設については、長期間にわたり赤字経営が続いているとともに雨漏りの修繕にも多額の費用が必要となっていることから、同施設に代わる高齢者の方が利用しやすい施設として旧大塔小中学校を改修した上で、令和四年三月末でふれあい交流館を閉鎖することとしたところでございます。こうしたことから、避難所については建物が老朽化している同施設から建物が堅牢な旧大塔小中学校に変更するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）老朽化しているという話も聞かせていただいております。

そこで、地元宇井・清水・赤谷地区の市民の皆さんは了承されておられるのか、説明をしてあるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年十一月十六日に大塔地区自治会長の皆様に説明をさせていただきました、大塔ふれあい交流館の閉鎖につきましては了解いただいたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）しかし、旧大塔小中学校は低いところにもあり、河川にも近い、そして雨の折、ダムの放水等があります。そこで避難勧告、

避難指示を出すときは十分気をつけてくださいますよう、お願い申し上げます。

次の質問にいきます。

西吉野きすみ館についてお尋ねしたいと思います。

今後の予定につきまして、お尋ねしたいと思います。西吉野きすみ館は現在休館していますが、設計などは既にできていると聞いております。今後どうしていくのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

きすみ館の在り方につきましては、中長期的に持続可能な運営となるよう令和元年度から採算性の取れるよう機能や運営形態、また五條市観光交流センターから五新鉄道跡を経た市南部地域における位置付けなど、様々な角度から検討を続けてきたところでございます。

引き続き人口が減少している中で、市南部地域における交流人口を増やすための研究を重ねるとともに、地域審議会にも意見をいただきながらきすみ館の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）現在の五條市にとって採算性の取れるというお話でしたけれども、当然だと思えます。

それで今後、施設を考えていただく上において、現在の場所だけを考えるのではなしに、城戸から川岸まで遊歩道がございます。そうしたことを利用して観光を考えていただき、または最近コロナ禍ではやっておりますバンガローやキャンプ場等も視野に入れて考えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問にまいります

旧庁舎の跡地利用についてであります。

今後の予定について。旧庁舎の跡地利用についてお伺いします。本町一丁目一番一号の歴史のある場所を今後どのように活用していけるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）松本総務部長。

○総務部長（松本成人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

市役所庁舎跡地の活用につきましては、新庁舎整備委員会から図書館を中心とした学びと交流の場づくり、五條新町と連携した観光交流拠点づくりに資するものとし、周辺公共施設の機能を集約した複合施設としての整備が望ましいとの御意見、答申をいただきました。

今後はこれらの御意見を踏まえまして、外部の専門家や市民の代表からなる五條市庁舎跡地等活用検討委員会を中心に具体的な内容について検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 図書館を中心とした学びと交流の場づくりという、部長から答弁をいただきました。本当に私も喜んでおる次第でございます。

また、歴史のある跡地であり、歴史のある新町も近いので、それに似合う整備をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、マイナンバーカードの利用についてお尋ねいたします。

以前、市長の施政の方針でしたか、そのときにデータを言っていたのですけれども、現在のマイナンバーカードの普及率についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

本定例会初日に施政方針と提出議案の説明の際に、副市長から申し上げましたように、二月六日現在の本市のマイナンバーカード交付率は令和三年一月一日現在の人口に対し五〇・〇一パーセントでございます。

また、二月二十日現在の最新のデータによりますと、交付率は五〇・一五パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 少しずつでも、かなりの伸びだと思っておりますけれども、現在のところでも以前聞かせていただいたよりも少し増えているように思います。

その中で、マイナンバーカードを保険証として利用できる現在の五條市内の病院をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 二月二十二日現在、マイナンバーカードを保険証として利用できる市内医療機関は五か所、薬局は三か所でございます。

それぞれ医療機関は中垣整形外科、右馬医院、阪口眼科、ひらい内科、五條病院、薬局はうちの薬局、すずらん薬局五條店、さかうえ薬局の八か所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これはマイナンバーカードを利用して、大変素晴らしいやり方だと思います。今医療機関が五か所と薬局が三か所と言っていたのですけれども、できれば医師会に協力を依頼して利用できる医療機関また薬局が増えるように今後お願いしていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

次に、五條市の森林環境譲与税の用途についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市に譲与される森林環境譲与税につきましては、森林整備や木材利用の促進、普及啓発、森林整備を行う人材の育成に活用することとしております。具体的には、施業放置林や作業道の整備、森林地番図の作成などのほか、林業関係の資格取得への支援、新生児への木製椅子の配布などを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それでは、令和四年度の今後の事業について、どのように使用するのかを教えてくださいますか。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） お答えを申し上げます。

令和四年度につきましては、先に述べました取組に加え、新たに自然災害で倒木等の被害のあった森林整備や未利用になっている間伐材等

の搬出などを計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大変それもありがたいことですが、また基金も積み立てておるように聞いております。

ヒノキ・杉・松の倒木も考えておられると思うのですが、その中で、現在奈良県でも問題になっておりますナラの立ち枯れ問題について少し考えていただきますよう、森林環境譲与税を利用してというふうにも十二月にも一般質問をさせていただいたのですが、それというの、次に出てくるのですけれども、市道や通学路に係る危険な木で近々にやっていた方がいいのがあるのです。教育長も通学路の安全確保のお話も先ほどの平岡議員のときにもされておりました。その観点からも、どうか今後考えていただきますようお願いいたします。

次に、重複するようなことですが、市道に係る通学路について。

危険な立木の伐採についてお尋ねしたいと思います。十二月議会に答弁していただいたのですが、それから進展もされてないようで、どういふふうにも今後していただけるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 御答弁申し上げます。

令和三年十二月議会的一般質問で答弁させていただきましたが、何らかの理由により倒木の恐れがある立木伐採につきましては、所有者責任において対応いただくこと、また道路構造令に基づき危険回避として市が行う場合にあっては、その伐採に要した費用を原因者である所有者に代金を請求することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それで当然だと思うのですが、余りにも大きすぎて伐採ができないと、そういうのはみ出した木については私有地の補助制度という整備についてお尋ねしたいと思うのですが、なかなか個人では、伐採しにくいと、そして幾らかかるのか、大きいとかかなりの費用がかかると思うのですけれども、重機も雇って伐採していかなければ仕方ないということで、そういう場合の補助制度の整備という

のは考えてもらえるのか。農道の災害と同じで四分六とかいうような形で考えていただけなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御答弁申し上げます。

市道に倒れる恐れのある立木等が、費用がたかさんかかるので自分ができなくてという場合の御質問だと思っておりますけれども、そういった場合につきましては、委託等によって伐採をしていただくというような形になるかと考えておりました、今現在、市道側からのお話をさせていただきますと、補助制度につきましては考えていないという答弁になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そして今後も森林環境譲与税を適用して、そういう場合には補助制度の整備を考えていただけないというお考えでよろしいですかね。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答え申し上げます。

本市では森林が多く、生活道等への影響も見受けられることから、危険な立木への対応策として市が何かできることがないか、こちらにつきましては県内市町村の状況を調査研究するなど検討してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）その点、本当に緊急を要することもありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、五條市立西吉野農業高等学校についてお尋ねしたいと思います。

西吉野農業高等学校、令和四年度の募集人数、定員は何名かと、また令和四年に入学するのは何名おられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年度の募集人員、定員でございますけれども、三十名でございます。

これに対しまして、令和四年度入学予定者数につきましては、現在特色選抜入試が終わった時点でございます。十九名が合格し新入生となる予定でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 令和三年度の卒業生の今後について。

先ほどちょっと述べられておったのですけれども、もう一度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 十六名、今年度の卒業生がおります。十六名のうち十三名が就農及び一般企業等への就職となっております。うち三名が専門学校等への進学となっております。

また就職する者の中で、市内で就職する者につきましては三名、うち二名が農業に従事する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 二名が農業に従事するというお話でしたけれども、やはり就職される方も三名おられると。

この素晴らしい五條市立西吉野農業高等学校というのが設立されましたので、農業をはじめとする就職される生徒さんたちに人間性のある、また素晴らしい真心のこもったような御指導をいただいて、素晴らしい人間として社会に出していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

これもちまして、十番吉田雅範の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十四時五分まで休憩いたします。

午後一時五十三分休憩に入る

午後三時十五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず一番、新型コロナウイルス感染阻止と支援について。

（一）無料PCR検査の丁寧な市民への広報についてでございますけれども、もう御存じのように、この件につきましては学者、専門家の皆さん方が、熱もない、しんどくもない、何の症状もなくてもコロナウイルスに感染している方が増えていると、またそういう無症状の感染者が他人にうつす感染力は強いんだということが言われておりましたので、政府も奈良県もその声に押されまして、条件はついていきますけれども、やっとPCR検査を進めるといふ姿勢になりました。この奈良県におきましても、昨年十一月の県議会におきまして無料のPCR検査、約二十九億円の予算をつけられまして、これで少し皆さん方の御期待にお応えできるのではないかなと思っておりますけれども、そんな中で五條市も、やっと民間の会社との協定で無料のPCR検査を受けることができるという連絡がされてまいりまして、これは大分前進するなというふうに期待しておったわけですけれども、しかし五條市の民間会社との連携のPCR検査は先ほどの市議会議員の質問にもありましたように、いわゆる予約はインターネットでしか受け付けないと、そういう大変厳しい条件の予約になっております。

また、対象もパターン①、パターン②ということになっておりまして、この内容も大変厳しい、ちよつと個人的には判断できないような内容もたくさんあるわけですが、先ほどの議員の質問の中では、機器を危機管理課へ持って行ってくれたらインターネットでの予約の方法を教えるというふうに答弁されておりましたけれども、やはり大事なことは機器の持っていない、使えない方でも予約のできる、そういうシステムに改善していただく必要があるのではないかなというふうに思います。

したがって、インターネット以外での予約ができるように五條市として契約されている民間会社に再度交渉するということが今市民の

皆さん方の期待に応えるためにも重要ではないかというふうに考えますけれども、その点はいかがですか。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

株式会社木下グループのほうに今回検査センターを設置していただいたところでございます。奈良県の五條市よりも南部のところにおきまして、こういうふうな事業所さんが来ていただけておられない状況でございましたので、木下グループにつきまして、こちらのほうに来ていただきたいということで交渉をさせていただいた結果、この木下グループにつきましては、そもそもインターネット・スマートフォンでの予約しかないというところで、そもそも来ていただいております。

また、他市の方でもこの木下グループに来てほしいというふうな働きかけを投げたところを聞いておりますが、そこはもう既に断られて対応できないというふうなことも聞いております。

今回、午前中にも答弁させていただきましたように、スマートフォン等お持ちでない方につきましては、近隣の予約なしで行けるようなところを御案内させていただいている状況で、今現在対応させていただいておる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）あと期間はわずかだと思えますけれども、最大限今契約している民間会社にその辺の交渉を最後まで努力されるように強く求めておきます。

そしたら、今答弁にもありましたように、インターネット予約できない人には市のほうで案内させてもらっているという答弁でしたけれども、現時点で無料のPCR検査を五條市として案内できるところはこの奈良県下では、どことどこになるのですか。

○議長（山口耕司）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）お答え申し上げます。

近隣におきましたら、橿原市の運動公園の場所でございます、PCRの検査をしているところを御案内させていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁だったら榎原市の機関を紹介しているということでしたけれども、そういうことをこの間の広報五條とかその他の方法で市民の皆さん方に知らせてくれたことがありますか。私が見ている限りではなかったと思いますよ。だから、もう少し市民の皆さん方に丁寧な案内、紹介をもう少し努力すべきだと、担当課の皆さん方も忙しいですけれども、その辺を強く求めておきたいというふうに思います。

次、（二）の新型コロナウイルス・オミクロン株の感染力、伝播性の強さの啓発の拡充についてでございますけれども、もう御存じのように専門家、学者がデルタ株よりもオミクロン株の方が感染力は強いと、伝播性も強いということを言われておりますので、御存じだと思いますけれども、もう少し具体的なことを明らかにしますと、福島県の相馬市にある新型コロナウイルスワクチン接種メディアセンター長の渋谷健司さんがこの間自分の調査で明らかにしましたけれども、いわゆるPCR検査の結果、陽性の方の中に無症状の感染者の割合がデルタ株の場合は四〇パーセントだったと、ところがオミクロン株に変わってから陽性者の中の無症状感染者は八〇パーセントから九〇パーセントということはこの専門家は指摘しているわけです、自分の研究結果を。だからますます何にもしんどいこともない、熱もない、しかし感染している、そしてなおかつそういう方が他人にうつす感染力が抜群に強いという、このオミクロン株のもとの感染が続いているわけですからね、ますます無症状の感染者を発見するためには、もう現在日本の中ではPCR検査しかないわけです。抗原定量検査はPCR検査の千分の一の感度しかないわけです。だから、もつと五條市としても今民間会社で協定に基づいてやっていますけれども、先ほどの答弁を聞いていますと、一日百件ぐらいの目標やけれども、目標に足した数にはなっていないわけですね、まだまだ余裕ありますわな。だから、せつかく民間会社もやってくれているわけやからね、件数が少ないよりも多い方がいいわけですから、やりがいがあるわけですから、その辺今の民間会社に先ほど言ったようにもつといろいろ交渉されるとともに、もうほかの方法で五條市としてPCR検査を広げていくという、この観点で最後まで頑張っていたかなければならないということをおきたいと思えます。

最後、（三）県との情報の共有ですけれども、当初県は保健所との約束で感染者の個人情報公表できないと言われておりましたけれども、今感染した方の了解さえもらったら情報は公表するとなってますわな。だから、先ほどの質問者とも関連しますけれども、私の情報は公開してもらってもいいですからという方については、こちらからどうですか、その後お変わりございませんかということも聞いてあげてください、そしてまたその方にいろんな情報をお伝える、支援もするという、この県との情報の共有で感染を食い止めるとともに感染している人

の支援をもっと強化する、このことを強く求めて、次に移ります。

次は、二、高齢者の外出支援としての公共交通の拡充についてですけれども、(一)タクシーの利用に対する支援についてでございます。御存じのように、五條市も早くから市民の皆さん方の御要望にお応えするために公共交通をスタートしております。そして回を重ねて公共交通の体制の内容の充実も図ってくれているわけでありましてけれども、やはりその中でも高齢者の皆さん方の御支援、要望にお応えできていないのが、家の近くまで迎えに来ていただいて目的地まで送ってもらうという、この公共交通がほしいという要望にまだお応えできていないわけです。これは五條市だけではないのです。今奈良県のあちらこちらでね、高齢者の皆さん方のこういう家の近くまで迎えに来てくれる目的地まで送ってほしい、そういう公共交通をつくってくれという要望は奈良県の中でも、日本の中でも多く広がっているわけです。

したがって、この間奈良県下の状況を申し上げましたけれども、新たに増えたところもありますので申し上げますと、下市町もタクシー支援をやっています。平群町もこの間、昨年の新聞発表で六十五歳以上ですけれども一回三百円でやっています。田原本町も七十歳以上で初乗り運賃全額補助ということをやっています。三郷町は早くから、奈良県下で一番早くやっていますね。一人一回三百円の地域、五百円の地域、七百年の地域に分かれますけれども、御所市も遅れましたけれども、今年からデマンドタクシーの実証運行をスタートします。このように高齢者の皆さん方の御要望にお応えしようと思つたら、やっぱり近くまで迎えに来てくれる目的地まで送ってもらえるこの公共交通が非常に求められているわけですから、この辺を五條市としても再度頑張っていたく必要があるのではないかなと、その辺もう一度答弁していただきたいのと、合わせて答弁をお願いしたいのは、十二月議会で五條市地域公共交通計画第二次ゴールちゃん交通計画を策定するために、市民の皆さん方に昨年十二月下旬から令和四年の月中旬までパブリックコメントをして、市民の皆様方の御意見、御要望を聞いていますね。そのパブリックコメントの中で明らかにしている市民の皆さん方の御要望を重点的に答弁していただけますか。

○議長(山口耕司) 井上市長公室長。

○市長公室長(井上 昭) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先の十二月定例会の一般質問において答弁させていただいたとおりでございます。

なお、本年度に策定予定の五條市地域公共交通計画において地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保、維持を取組事業の一つとしており、地域の状況やニーズ、利用状況に適した運行体系の確保に向け継続的に検証等を行うこととしております。

引き続き同計画に基づき福祉部局とも連携しながら交通弱者の利便向上に向け、調査研究の上、取り組んでまいります。

続きまして、パブリックコメントの質問でございますが、本計画策定に向け令和四年二月十六日から令和四年三月一日の期間で意見徴収、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられた御意見はありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） どういう内容のパブリックコメントをされたのか、その辺は今ここで聞いている時間はありませんけれども、答えにくい内容やったのか、市民の皆様方の御要望がなかったのか、また対象は全市民にはしていませんからね、だから対象者の中には高齢者の皆さん方が含んでおったのか少なかったのか、そんなこともありますからね、今の答弁はちょっと不正確だというふうに感じますけれども、再度市民の皆さん方の御意見、御要望に耳を傾けて、一番求めておられます高齢者の皆さん方への公共交通を実現できるように再度頑張ってくださいますよう強く要望しておきたいというふうに思います。

次、大きな三番、吉野川の増水による水害防止対策についてでございますけれども、御存じのように上野公園は過去何遍も吉野川の増水で浸かっているわけでありまして。一番直近で申し上げますと、平成二十九年の台風二十一号、このときには上野公園は全滅でしたけれども、新しいシダーアリーナの電源設備のあの高さまで浸かってしまっているわけですね。

やはり、皆さん方からも意見ありましたように、降る雨を少なくするという環境の改善やいろいろなありますけれども、この五條市の吉野川の上流には津風呂ダム、大滝ダム、大迫ダムがあります。また丹生川を向けば小さいダム、黒淵ダム、一の木ダム、これが存在しているわけですから、ダムの緊急放流は過去の上野公園、また五條市全体の皆さん方の水害に大きく関係しているというふうになります。

したがって、吉野川の堤防の工事が計画的に進められておりますけれども、この間私ちょっと車で調査をしてみましたけれども、現在二見川端の県の下水道処理場の裏まで吉野川堤防が完成しているのではないかとこのように思うわけですが、あと五條市の区域までやっていたかなあきませんけれども、その辺はできるだけ早くやっていたということが大変重要になりますけれども、ただ、やっていたかどうかについては、大変重要な点があるというふうに考えます。

その一つは、平成二十九年の台風二十一号のときには、上野公園の吉野川べりに、いわゆる堤防のような上野緑地公園駐車場がありますね、シダーアリーナで歌手を呼んで大きなイベントをやりました。そのときも駐車場にしましたけれども、あの長さ五百メートルぐらい、幅五十メートルぐらいのあの上野緑地公園駐車場ですけれども、あの駐車場の一番上を平成二十九年の台風二十一号のときは越えて上野公園へ吉野

川の水が侵入したわけです。越えてますからね、だからこれからの堤防の高さは現在ある上野緑地公園駐車場よりも高くしなければならぬということが過去の経験からはっきりしているわけですね。その辺が重要なことと、もう一つは、上野公園は一方が吉野川、一方は山に挟まれていますから、山のほうに降った豪雨はかなり上野公園に流れてきていますからね、だから吉野川の水があふれば上野公園に入るし、山から降った雨が上野公園に入ったら吉野川に流さないかんしという、この大変解決の困難な状況に上野公園というのはありますから、どうしても必要になるのは、今までどおりの効果的な樋門と同時に揚水ポンプですね、揚水ポンプ。去年、おとこの日本全体の災害被害の状況を見てみますと、かなり大型の揚水ポンプを設置してたまった水をあげている地域でも、それでも水害に遭っていますからね、だから今国土交通省に交渉して、五條市の吉野川堤防を建設していただく上においては、必要なところは揚水ポンプを設置してくれということも要望を一緒にすべきではないかと、過去の経験から言えば新町の方は吉野川が増水したときには寿命川や東浄川の水が吉野川に流れなくなって消防署のポンプ車が数台で吉野川の方にたまった水をくみ上げたという状況もあります。しかし、上野公園の場合はそんな消防自動車は数台来てもとても追いつきませんからね、だからやっぱり大型の揚水ポンプを堤防工事のときに一緒に設置してもらおうと、このことが必要ではないかなと思えます。

そして同時にもう一つは、堤防の位置は余り吉野川のほうに出しますと阪合部地区のほうに水害をひどくするという関係にありますから、堤防の位置はできるだけ上野公園のほうに控えて、吉野川の幅が狭くならないように、このことが非常に大事ではないかなというふうになっていると思えますけれども、その辺を含めて早急に五條区間の吉野川の堤防、特に上野公園の範囲は今申し上げましたような点が非常に大事ではないかなというふうに考えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答えを申し上げます。

まず堤防整備の早期実現についてお答えを申し上げます。

五條市内の吉野川の堤防につきましては、国土交通省和歌山河川国道事務所により野原西地区及び二見地区において継続的に整備が進められているところです。

議員御質問の上野地区につきましては、予算が配分されれば野原西地区・二見地区と並行して整備を進めていく計画であると聞いております。

五條市では吉野川堤防の早期整備については、市民の安全安心を確保する観点から極めて重要な事業であると考えており、昨年五月には市長出席のもと、国と合同で現地視察を行った上で要望しているところです。

引き続き国に対し、早期整備が実現するよう要望してまいります。

次に、堤防の高さの確保、または適切な設置位置について御答弁を申し上げます。

吉野川の河川整備につきましては、平成二十四年十二月に策定された紀ノ川水系河川整備計画に基づき実施していると聞いております。この計画では同水系における戦後最大の洪水である昭和三十四年の伊勢湾台風と同規模の洪水があった際の、災害防止や被害の軽減を目標に上流バランスを図りながら段階的に整備を実施することとされており、堤防高及び設置位置も適切に決められると認識をしております。

次に、樋門及び揚水ポンプの設置について御答弁を申し上げます。上野地区については吉野川に流入する支川に対する適切なか所に樋門設置の計画があると聞いております。

揚水ポンプについては左右間のバランスを考慮しつつ、内水排除の効果も踏まえた上で検討していくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）伊勢湾台風の状態を基本にするとか、平成二十四年の計画で進めるとかいろいろありましたけれども、やはり一番直近の豪雨、吉野川の増水という、いわゆる目の当たりの被害があるわけですから、そんな昔の状況を参考に作った計画ではなしに、今この地球温暖化が原因と言われるもとで何回も五條市は吉野川の増水で被害を上流から下流まで受けておるわけですから、直近の被害の状況もちゃんと計算して効果のある堤防の工事、高さ、位置そして樋門、揚水ポンプ、この辺を聞いているだけではなしに、今は五條市のほうから腰を据えて要望するということが大事と違いますか。その辺、本腰入れて何回も被害に遭っているわけですからね、市民のために頑張っていたかどうか。

（二）にいきます。

上流ダムの緊急放流をなくすための、台風・豪雨前の事前放流の実施要請についてということですが、先ほど明らかにしました平成二十九年の台風二十一号の大きな被害が五條市全体等に、いわゆる上野公園が全て浸かるということになったわけですが、このときはやはり豪雨そして上流のダム、また中小河川からの水の流入、いろいろ関係しておったと思うのですけれども、このときの五條市の上流のダ

ムの放流量、これを皆さん方が調べて私に資料をくれたのですけれども、もう一度大事なことですから明らかにしておきますけれども、まず一番近い津風呂ダム、十月二十一日の放流が毎秒百トンやったわけですね。ところが、一日後の二十二日の放流量が毎秒千二百十五トン、十倍以上ですわ。そしてその上流にある大滝ダム、どうやったかと言いますよ、十月二十一日の放流が毎秒九十六トン、一日後の二十二日は千二百トン、これも十倍以上ですわ。一番上流の大迫ダムはどうだったのかと言いますと、十月二十一日の放流が毎秒八百トン、一日後の二十日は毎秒千六百トン、これは倍になっていきますね。少ないと言えどもね。しかし、この放流は、この間の質問ではダムの管理者が、この今明らかにした放流は緊急放流とは判断していません。これだけの放流でもダムの管理者は緊急放流という判断をしていないのです。しかし、被害を受けた五條市はこんな黙っておれませんわね。だからこの間、皆さん方とともに頑張ってきたわけでありまして、そんな中でやっと大滝ダムは今年の令和三年六月ごろから大規模洪水の発生が予測される場合等の条件に合致する際には、事前放流を実施して洪水時の放流量の軽減を図るということを発表しました。今年の六月以後でしたか。大塔町の猿谷ダムはあれだけの被害がありましたから、あの被害も豪雨も重なり、豪雨による猿谷ダムの緊急放流も重なってあれだけの死者、行方不明者が出たわけですから、猿谷ダムは平成二十四年九月から今申し上げましたような大規模洪水の発生が予想される場合には事前放流をやっているわけですね。

まだはつきりと大規模洪水の発生が予想される場合には事前放流するというように公表されていないというふうに思うのは、津風呂ダムと大迫ダム、この辺はまだだと思いませんか。だから発表した大滝ダムと猿谷ダムのことは一応状況を見て問題があればまた意見を言わなありませんけれども、まだ公に発表していない津風呂ダムと大迫ダムには直接下流の五條市から大滝ダム、猿谷ダムのように一つの方針を持って、事前放流をやるべきだという申し入れをしなければいけないのと違いますか。

長年にわたって大きな被害があってもまだ今の状況ですから、下流の自治体がまとまって緊急放流の防止をまだ公表していないところに要望を強めるということが大事だと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）お答えを申し上げます。

吉野川流域におけるダムの事前放流につきましては、令和二年五月二十九日に本市を含む河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者により締結した紀の川水系治水協定に基づき実施されています。

なお、同協定に位置付けられているダムは大滝ダム・大迫ダム・津風呂ダム及び五條市にある一の木ダム等でございます。

また、猿谷ダムについては、同日付けで締結されている新宮川水系治水協定に位置付けられており、それに基づく事前放流が行われることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そういう上流ダムのダム代表者と下流と一緒に協議をしていただいているということは今までと比べたら一歩前進ですけれども、しかしいい結果が出るまでしっかりと監視して、問題が解決されるまで取り組まれることが非常に重要ですから、そのことを強調しておきたいと思えます。

次にいきます。

大きな四番、奈良県域水道一体化計画の問題と対策についてでございます。

もう皆さん方も御存じのように、奈良県下にある水道施設を一括して県が作る企業団体が管理するという方針が出されて進めておられますけれども、浄水場はどうなるのかと言いますと、この奈良県下に大きな規模の浄水場が三か所あります。中小規模の浄水場が十五か所あるのですけれども、このうち大規模な浄水場三か所は残して、中小規模の浄水場十五か所を十一か所削って四か所にするというのが浄水場に関する計画ですね。しかし浄水場をこれだけ十一か所も削ってしまったらどういふ被害が予測されるのかと言いますと、もう御存じのように、去年和歌山市で橋にかけられておった水道本管が崩落しましたね、その影響で本管ですからね、多くの広い地域の皆さん方が一時期給水できなくなったわけですね、大変なことになったわけです。浄水場を減らして大きくするということは、一つの浄水場が何らかの原因で給水できなくなったら、世帯数は今の浄水場の数から減るわけですから、大変な悪い影響を多くの世帯に及ぼすということになるわけですね。

また、この件につきましては、二〇一八年、北海道で大きな地震がありましたけれども、このときも、これは水道じゃなかったですけども、電力が統合されて大きな電線が切れたために北海道の広範囲の地域で何か月も電力が供給できないということになっておるわけですね。だから、こういう実際に起こった過去の被害から見れば、今奈良県が進めようとしている水道の一体化計画はデメリットもよく調べたらかなりあるということだと思います。

したがって、いろいろと期日を設けられていますけれども、関連するこの五條市も本当に腰を据えてこの計画のデメリット・メリット両方をつかんでいかなければならないのではないかとこのように考えます。

今水道管の崩落や北海道の関係を明らかにしましたけれども、もう一つは、一つの浄水場で水質が悪化したと、何か菌が混ざったと、そうなった場合は、その悪影響は今までも多くの世帯に及ぼすわけですからね、これもまた大変なことになります。

このように、今回の水道の一体化計画は、メリットがあるというように宣伝されておりますけれども、デメリットも大変あるというふうに考えまして、その点はさらに腰を据えて調査することが大事ではないかと思えますけれども、その点どうですか。

○議長（山口耕司）東水道局長。

○水道局長（東 純司）十二番大谷龍雄議員の御質問にお答え申し上げます。

現在計画されている県域水道の一体化においては、市町村間の連絡管を整備することにより、複数のバックアップ機能を確保しつつ主に県北部の県営水道受水エリアに位置する浄水場を集約することで更新にかかる投資の大幅縮減につながるとされております。

浄水場の集約については、廃止時期が多岐にわたっており、共同化後令和七年に一斉廃止するわけではなく、その間連絡管網の整備を進めながら、緩やかに切り替えていくこととされています。

なお、本市におきましては、小島浄水場のダウンサイジングの計画がありますが、廃止する浄水場はなく、大淀町との間に連絡管を整備し、相互の水融通を可能にすることにより事故、災害に備えた強靱化を図る予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁ありましたけれども、五條市、吉野郡の浄水場は当面は残るということですけれども、同じ加入している奈良市のほうで、五條市以外、吉野郡以外の地域で先ほど明らかにしましたようなこういうデメリットの問題が起こったら、五條市、吉野郡は関係ないからというわけにはいきませんよ。同じ企業団に参加しているわけですからね、やはり大変な責任を問われることになります。

だからやっぱり五條市・吉野郡に影響がないことであっても、この計画の全体の問題、デメリットをつかんで、その辺はよく判断していかなければならないのではないかとこのことを強調しておきます。

（二）費用計算に関する不十分さについて。この計画に当たって、県は国の補助金も入るので六百八十六億円のメリットがあるんだというふうに強調してきましたけれども、しかしこの間、奈良市の議会の追及によりまして、奈良県は一体化で六百八十六億円という曖昧な財政効果を主張してきましたが、奈良市議会の追及で説明不能になり、御破算にしたいという、いわゆる奈良県の六百八十六億円の経済効果を、い

わゆる御破算にしたいということを奈良市の市議会で奈良市の企業局長が答弁しておるのです。だからこういうふうには、いろいろなことを並べていましたけれども、突き詰めて追及していったら、奈良県の言っていたことが責任を持って奈良市議会では言えないと、御破算にしたいというような状況になっています。

また、水道料金についても、五條市の資料によりますと、加入したほうが安くなるんだと、この一体化に加入しないほうが高くなるんだというふうには説明されておりますけれども、この水道料金については、水道事業等の統合に関する基本方針案、令和二年十一月二十六日の資料四に基づきますと、水道料金のルールということで、水道料金は統合時において統一することを基本とするということになっていますけれども、いわゆる安いほうに統一するのか、高いほうに統一するのか、これが明らかになっていないわけです。情報では、多くの自治体が一体化に加入してもらうために、まず最初、料金は安いほうに統一されるだろうと、そして企業団設立以後は徐々に値上げを余儀なくされるだろうというふうに言われております。だから、加入直後の水道料金だけで加入しないほうが料金は高いと、加入したほうが安いという判断では先の正確な見通しにはならないわけです。何年か何十年後かの先まで見なければ、この辺の費用計算に対する不十分さ、これ以外にもまだまだたくさんありますけれども、やはりもともとよく協議し、追及しなければならぬところは追及していくということが非常に大事だということふうに感じますけれども、その辺いかがですか。

○議長（山口耕司）東水道局長。

○水道局長（東 純司）お答え申し上げます。

費用計算の方法については、協議会に財政運営部会を設置して検討を重ねており、各市町村の投資額の積み上げにより財政シミュレーションを実施して共同化後の財政状況を精査しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）県はね、具体的なことはまだ言っていないわけです。抽象的な表現で言うてますからね、その辺はこれでいいというふうには安心するのではなしに、もともと追及しなければならぬということを申し上げておきたいと思っております。

（三）水道業者との契約についてですけれども、現在、水道事業に協力していただいている五條市内の業者の数を、この間聞いた範囲内で申し上げますと、本管工事に関する業者数は十七業者、給水工事に関する業者は四十業者、この狭い五條市でも皆さん、本管で十七業者、

給水工事に関係する業者が四十業者、はっきりと大和郡山市は加入しないというふうに言っていますけれども、大和郡山市を除いても、態度がまだ明確になっていない奈良市を除いても、大和郡山市と奈良市以外でもこの業者数、ものすごい業者数になりますよ。ところが、こういう長年にわたって水道事業に協力してくれたこの業者とはどういう関係をとっていくのかということ、この計画書には入っていないのです、基本方針には。だからその辺も、デメリットはなかなか明らかにならないで、メリットだけ明らかにしたこの計画書ではないかというふうに強く感じています。その辺はやはり、もっともっと五條市のほうから追及して、長年協力関係にある業者の皆さん方の営業を守っていくというその立場が大変重要ではないかなと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（山口耕司）東水道局長。

○水道局長（東 純司）お答え申し上げます。

水道事業では、総務、経理など本部に共通化して効率化できるものと、漏水対応など、各地域で素早く対応すべきものがあります。現状、後者に係る事業者への発注基準などは、今のところ決まったものはありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）最後、市民の相談窓口についてですけれども、この件についてもなかなか明確な基本計画になっていません。例えば窓口については、業務運営に関する基本的事項の中にこうなっていますね、「窓口業務は、顧客サービスの向上を図りつつ、一定期間経過後、ブロック統括センターを設け、その後は窓口の集約を目指す。」と、その後窓口を少なくしていくとされているんですね。この方向で市民の皆さん方の相談に答えられるのかということです。

それともう一つ、市民の相談窓口の一つとして議会はどうかというふうになりますけれども、これも抽象的な表現になっておりまして、組織体制の中では、「企業団の意思決定機関として企業団議会を置き、定数、選出方法及び任期等については企業団の規約で定める。」となっていますけれども、御存じのように、今広域の議会に五條市はやまと広域環境衛生事務組合と奈良県広域消防組合と南和広域医療企業団に参加していますけれども、この三つは最低一名、やまと広域環境衛生事務組合は三名、議員を送っていますから、その議会の報告はこの本会議場でされていますけれども、奈良県後期高齢者医療広域連合の議会は一自治体一人の選出はされておりません。この広い奈良県の中で数名の議員しか議会に選出されていない、だから五條市の本会議で奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の報告はありませんわな。こういうふ

うになったのでは、市民の大事な命に関係する水問題で、その議会に議員を送れないということでは絶対あきませんからね、だから加入する全ての自治体から議員を選出できるそういう定数にするよう、これが非常に大事だというふうに考えますけれども、その辺いかがですか。

○議長（山口耕司）東水道局長。

○水道局長（東 純司）お答え申し上げます。

「水道事業等の統合に関する基本方針」においては、「当分の間は各団体の事務所を企業団の事務所とする。」とされており、現状の窓口業務を維持することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議員定数のことに対する答弁ではありませんでしたけれども、事務所についても基本計画にあるように、一定期間は残すけれども将来的には統合して数を少なくするとなっているわけですからね、だからその辺は視野を広げてこの計画のデメリットをもっと追及されて、明確な解決ができない場合は参加するのは慎重にしなければいけないのと違いますか。今奈良県下でも大和郡山市ははつきり参加しないと聞いていますけれども、奈良市もこの間の新聞報道では市長は協議会に参加していませんわな。そういう状況ですからね、大事な市民の皆さん方の命に関係する水問題ですから、もっともっとデメリットを追及して、しっかりと責任ある行政を実現するように強く求めまして、一般質問を終わります。

御苦労さんでした。

○議長（山口耕司）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十五時二十分まで休憩します。

午後三時三分休憩に入る

午後三時二十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第一号 ロシア連邦によるウクライナ軍事侵攻に断固抗議する決議について。

標記のことに、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

令和四年三月八日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号、ロシア連邦によるウクライナ軍事侵攻に断固抗議する決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

ロシア連邦によるウクライナ軍事侵攻に断固抗議する決議について（案）

今般のロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際社会の平和と安定を著しく脅かす行為である。

これは明白な国連憲章と国際法違反であり、断じて許すことはできず、五條市議会はこれを厳しく非難する。

ウクライナの無辜の民の生命及び財産、自由が失われていることに、深い悲しみと強い怒りを覚えてならない。

また、ロシア連邦・プーチン政権は、核兵器使用についても言及している。

五條市は、非核平和都市であることを宣言し、現在、そして未来の子供たちに戦争の悲劇と平和の大切さを伝え、他の都市とともに世界の人々と手を携えて、全ての核兵器の廃絶と平和な社会の実現を訴えてきた。

核の使用はもちろん、核による威嚇もあってはならない。

私たちには、世界で最初の核被爆国の市民として、世界の平和の実現のために不断の努力を続けていく責任がある。

ここに五條市議会は、ロシア連邦に対し、今般のウクライナ軍事侵攻に厳しく抗議し、国際法を遵守し、軍の即時撤収と平和的解決を強く求める。

以上、決議する。

令和四年三月八日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員でございます。

よって本件は決議案のとおり可決することに決しました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第一号 専決処分報告、承認を求めることについて（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

〔産業環境部長（兼務） 都市整備部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長）ただいま上程いただきました報第一号、専決処分報告、承認を求めることについて（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書一ページを御覧願います。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年二月十五日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づきその旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

議案書の二ページを御覧ください。

和解の相手方は、京都市南区上鳥羽角田町六八番地 佐川急便株式会社 代表取締役社長 本村正秀。

事故の概要につきましては、令和三年十二月十一日、和解の相手方が所有する車両が市道霊安寺二七号線（霊安寺町地内）を北から南へ向け走行中にグレーチングを跳ね上げ、同車両の下部が破損し、オイル漏れが確認されたため、レッカー車で同車両を搬送したものであります。

和解の内容につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は、損害賠償金四十六万円を支払うものとする事、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとする事となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司） 次に日程第四、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 報第二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（和解）。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程されました報第二号、専決処分の報告、承認を求めることについて（和解）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案書の三ページを御覧願います。

本案は、五條市役所・奈良県五條総合庁舎の職員用駐輪場に車両が突入し、駐輪場設備等が被害を被った物損事故に関し、和解することについて、特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和四年二月十八日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるところでございます。

議案書の四ページを御覧願います。

和解の相手方は、車両所有者 五條市丹原町四九五番地の三 大泉運輸株式会社 代表取締役 林 殖也氏。並びに運転者 五條市丹原町四九五番地の三 西浦多津子氏であります。

事故の概要につきましては、令和三年十二月十七日、和解の相手方所有車両の運転者が運転を誤り、車両を庁舎敷地北側外から敷地内フェンス及び植栽を踏み越え職員用駐輪場に突入させ、駐輪場設備、フェンス及び植栽に損傷を与えたものであります。和解の内容につきましては、相手方の過失割合を十割とする。

相手方は、事故により被害を受けたものについて、六ページにございます別紙修繕内容に基づき工事を実施し、その費用を負担する。当該工事は、本市が別紙修繕内容の施工を確認し、原状回復したと認めるときに完了したものとします。工事完了の後、相手方が加入する保険会社から修繕請負業者に保険金が支払われた後においては、本件に関して、本市及び相手方は、一切の債権債務がないことを確認するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第二号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。 中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二） ただいま上程いただきました議第二号、五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立認定こども園が設置されることに伴い、関係する条例について規定の整備を行うため、条例を制定しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八ページから十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、認定こども園の設置に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条に規定する学校保健安全法第二十三条の規定の準用により認定こども園に学校医及び学校歯科医を置くものとなっていることから、別表中、校医師、校歯科医を校医師（認定こども園に係るものを含む）、校歯科医（認定こども園に係るものを含む）に改め、幼稚園及び保育所の再編による保育所閉所に伴い保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医欄を削るものです。

第二条は、同じく特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、第三条で五條市認定こども園整備推進実施委員会条例を廃止するため、同条例に規定する五條市認定こども園整備推進実施委員会委員及び五條市認定こども園整備推進実施委員会専門委員の区分である別表中第六十一項、第六十二項を削り、以下項番を二つずつ繰り上げるものでございます。

第三条は、五條市認定こども園整備推進実施委員会条例を廃止するもので、五條市認定こども園整備推進実施委員会が、五條市立認定こども園整備基本計画に基づく認定こども園の開園、また、認定こども園の整備が本年六月に完了することに伴い、その整備推進の役割を終えることから廃止するものでございます。

第四条は、五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正するもので、幼稚園と保育所が再編される形で認定こども園が整備され、

幼稚園が閉園となるため、連絡協議会の組織について規定する第四条第二項第一号中幼稚園を認定こども園に改め、合わせて市立の高等学校を加え、五條市立認定こども園、小学校、中学校及び高等学校とするものです。

第五条は、五條市立幼稚園保育料条例を廃止するものです。こちらも幼稚園が閉園されることから廃止するものでございます。

第六条は、五條市立学校給食センター設置条例の一部を改正するもので、幼稚園は学校給食センターで給食の提供を受けていましたが、認定こども園では、自園調理となることから、学校給食センターの事業を規定する第四条中幼稚園を削るものです。

第七条は、五條市立保育所条例を廃止するもので、こちらも保育所が閉所されることから廃止するものでございます。

附則につきましては、第一項は、条例の施行期日を令和四年四月一日と定めております。ただし、五條市認定こども園整備推進実施委員会に関わる第二条及び第三条の規定については、教育委員会規則で定める日としております。

第二項は、五條市立幼稚園保育料条例の廃止に伴う経過措置として、同条例の規定により徴収すべき保育料については、なお従前の例によると定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第三号 五條市空家等の適正管理に関する条例の制定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

〔産業環境部長（兼務）都市整備部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）ただいま上程されました議第三号、五條市空家等の適正管理に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書十二ページを御覧願います。

市民の生命、身体または財産の保護等を目的として実施する空き家等に起因する危険を回避するための措置等に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

議案書の十三ページから十四ページを御覧願います。

第一条では、この条例の目的について定めております。

第二条では、定義について定めております。

第三条では、所有者等の責務について定めております。

第四条では、市の責務について定めております。

第五条では、緊急安全措置について定めております。

第六条では、関係行政機関等との連携について定めております。

第七条では、委任について定めております。

なお、附則につきましては、施行期日を令和四年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）空家等対策の推進に関する特別措置法ですか、これができて五條市で特定空家と認定されたような空き家はないということ、私一般質問で質問させていただきまして、そういった答弁をいただいているのですけれども、この条例を作るに当たって現状触りに行きたい空き家があるとか、市民に対して啓発したい空き家があるとか、そういった空き家があるのかないのか、まずそこを答弁ください。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）三番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず現在、特定空家というものはございませませんが、Dランクという、調査の中で四十一件というDランクの空き家がございます。この空き家につきましては、先の十二月議会のときにも御答弁申し上げましたが、現在、職員の方で追加調査ということで現状把握をいたしております。この結果が最近まとまりまして、特定空家への該当性が非常に高いというような物件もございます。そういった中から周辺の状況でありますとかそういうところで危険、市民の身体でありますとか財産に危険を及ぼすようなところについては、状況によりましては緊急対応を、この条例によって対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）Dランクの空き家が四十一件あったということで、これを調査されたのは何年何月ですか。答弁ください。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御答弁を申し上げます。

空家実態調査というものを行っております。確か二十八年度だったと記憶にはあるのですが、ちよつと今記憶が定かではないのですけれども、……二十八年度だったと承知しております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）実際十三ページにあるように、平成二十六年にこの法律ができたという中で、二十八年に調査して四十一件の空き家があった。それからもう数年と、かなりの年月が経っていると思うのですけれども、やっぱり実際早いことこういう整備を市の中でやっていかないと、そういった危険空家に対して手をつけられないというような状態の中で、やっと条例を整備していただけるといふような状態であると認識するのですけれども。実際この条例がないと、特定空家に対して五條市は手をつけていけないのかどうか。ルール上、この法律では六十万円でしたかね、最大の罰金もあるような法律やったと思うのですけれども、この条例がないと五條市としては特定空家を認定できたり、触りにいくようなことはできないのかどうか、その辺答弁、最後にください。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答え申し上げます。

この条例と言いますのは、特定空家にかかわらず危険な空き家があった場合に緊急の対応をする条例でございます。通常特定空家につきましては助言、指導、勧告、命令、代執行といったような手順を踏んでいきますので、こちらはあくまでも危険な空き家というところでの対応になるかなと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四号 五條市個人情報保護条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第四号、五條市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書十五ページを御覧ください。

本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う規定の整備を行うため、五條市個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

お手元の議案書、十六ページを御覧ください。

初めに、改正条例の本則でございますが、第二条第一号ア中の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の引用を個人情報の保護に関する法律の引用に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

次に、附則でございますが、施行期日を定め、令和四年四月一日から施行することといたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五号 五條市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第五号、五條市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書十七ページを御覧ください。

本案は、デジタル社会の推進に伴い、行政手続における押印の義務付けを廃止するため、五條市固定資産評価審査委員会条例他四条例の一部を改正することについて、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の十八ページを御覧ください。

初めに、改正条例の本則でございますが、第一条では五條市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございまして、各条中、署名押印を署名に改める等、所要の規定整備を行うものでございます。

次に、第二条では、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するものでございまして、別記様式中、押印の記号を削るものでございます。

次に、第三条では、五條市緑と水のふるさとを守る条例の一部を改正するものでございまして、第三条中、署名、押印を署名に改めるものでございます。

次に、第四条では、五條市火入れに関する条例の一部を改正するものでございまして、様式第一号中、押印の記号を削る等、議案書十九ページのとおり改め、様式第二号中、押印の記号を削るものでございます。

議案書の二十ページを御覧ください。

次に、第五条では、五條市農業集落排水処理施設条例の一部を改正するものでございまして、様式第一号及び第二号中、押印の記号を削るものでございます。

本則は以上でございます。

次に、附則でございますが、施行期日を定め、令和四年四月一日から施行することといたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六号 五條市職員定数条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第六号、五條市職員定数条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書二十一ページを御覧願います。

本案は、五條市立認定こども園の設置等に伴い、職員定数の見直しを図るため、所要の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の二十二ページを御覧ください。

初めに、第二条では、職員の定義について、各事務部局等に常時勤務する一般職の職員とするため、文言の整備を行うものでございます。

次に、第三条では、五條市立認定こども園の設置等に伴い、職員の定数について、市長の事務部局の職員を三百七十七人から三百五人に、教育委員会の事務部局の職員を六十四人から百十人に、公営企業の事務部局の職員を二十人から十五人に、合計の職員の定数を四百七十五人から四百四十四人にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は令和四年四月一日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第七号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第七号、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書二十三ページを御覧願います。

本案は、会計年度任用職員を、公益的法人等への派遣の対象とするため、所要の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書二十四ページを御覧ください。

初めに、第二条第二項第二号では、公益的法人等への派遣対象職員に会計年度任用職員を加える旨を明記するものでございます。

次に、第四条では、派遣職員に支給できる手当について、給与条例の改正に伴い新設する地域手当及び単身赴任手当を追加するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は令和四年四月一日から施行することといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この四条ですけれども、地域手当そして単身赴任手当をプラスで改めるということですが、そしたら仮にやまと広域環境衛生事務組合、御所市、そこに派遣されていた職員さんは、地域手当は今まではどうなっていたのですか。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

今までは地域手当はございません。よって支給はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これから地域手当がつくということですが、この地域手当、多分三パーセントかな、各市、思うのですけれども、五

條市に、以前も申し上げましたけれども地域手当がないと、これはどうすることもできないわけですか。国の法律的に。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）御答弁申し上げます。

そのことにつきましては、以前、令和元年十二月議会で前任の公室長が答弁させていただきましたとおり、五條市は国の施策に基づいて支給しておりますので、国が五條市に地域手当は該当していないということで、五條市は現在しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第八号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第八号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書二十五ページを御覧願います。

本案は、職員の育児休業等に関する人事院規則の一部が改正されたことに準じ、所要の改正を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の二十六ページから二十七ページを御覧ください。

初めに、第二条では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が一年以上との要件を廃止するものでございます。次に、第十九条では、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が一年以上との要件を廃止するものでございます。次に、第二十三条では、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認のための措置について定めることとする旨を追加するものでございます。

続きまして、第二十四条では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならぬ旨を追加するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は令和四年四月一日から施行することといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。
次回九日、午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日はこれにて延会いたします。

午後四時五分延会

